

教育支援のための ガイドライン

早期からの教育相談・支援

就学支援

就学後の支援

岩手県教育委員会

はじめに

平成 24 年 7 月の文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会による報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」では、「共生社会」とは、「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。」とされています。また、このような社会を目指すことが、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題であるとしています。文部科学省では、この報告を踏まえ、平成 25 年 9 月に障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正を行いました。早期からの一貫した支援の重要性を明確にするとともに、就学後の教育支援の重要性について示しています。

また、県におきましても、平成 25 年 11 月に策定した「いわて特別支援教育推進プラン」の中で、早期からの就学支援や就学後の適切な教育的支援を行うための「教育支援委員会（仮称）」を見据えた就学支援体制の在り方の検討や、この就学支援体制を踏まえた新たなガイドラインの策定を行い、各市町村において早期からの充実した支援を行うための体制整備をすすめることを示しております。

本ガイドラインでは、「就学時に偏りがちであった就学支援」から、「早期から就学時も含め、就学後まで一貫して行われる教育支援」への転換に向けて、本人・保護者、学校、関係機関等の関係者が共有しておくべき情報や、基本的な考え方を示しています。また、充実した教育支援の取組について、先進的な市町村の事例を紹介しています。

より充実した教育支援を目指し、各市町村教育委員会及び園・学校においては、新たな時代の教育的ニーズに応える支援体制の整備と特別支援教育の充実に努めていただくことをお願いします。

末筆ではありますが、貴重な実践を提供いただき、本ガイドラインのとりまとめにお力添えをいただいた関係機関の皆様に変更して感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

岩手県教育委員会事務局学校教育室
特別支援教育課長

民部田 誠

「教育支援のためのガイドライン」

目 次

1 就学支援にかかわる現状と動向	
（1）就学支援の現状と課題	1
（2）就学支援から教育支援へ	1
2 教育支援の充実のためのガイドライン	
（1）インクルーシブ教育システムの構築	2
（2）就学期における支援（早期からの一貫した支援）	3
（3）就学移行期の支援の重要性	4
（4）就学後の支援に必要なこと	4
3 今日的な障がいの捉えと対応	
（1）ICFと障がいの種類、程度	5
（2）合理的配慮と基礎的環境整備	6
4 教育相談と就学先の決定	
（1）就学先の検討	9
（2）就学先の決定と学びの場の見直し	10
5 支援ファイルの活用	
（1）充実した支援につながるツール「支援ファイル」	12
（2）個人情報の保護について	13
6 ガイドラインを踏まえた実践	
事例Ⅰ	14
幼稚園と小学校における就学支援ファイルを活用した連携（一関市）	
事例Ⅱ	18
福祉関係機関と連携した教育支援体制の構築（盛岡市）	
事例Ⅲ	24
就学支援ファイル（PASS）の活用（宮古市）	
7 資料	
（1）関連法令（抜粋）・通知	32
（2）関係資料	53
（3）支援ファイルの紹介（様式）	55

1 就学支援にかかわる現状と動向

(1) 就学支援の現状と課題

・現状

市町村教育委員会や各学校で行われている就学支援の内容は、就学先の決定の際の情報提供や相談対応、学校や家庭での生活における日常の支援内容の検討です。子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために、本人や保護者に十分な情報を提供しながら、教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深め、就学先決定の判断材料を提供したり、適切な支援の提供につなげたりしています。以前に比べると、関係機関との連携が図られたり、特別支援教育エリアコーディネーターや特別支援学校のセンター的機能を有効に活用したりするケースも増えてきています。一方で、様々な要因から、望ましいと思われる就学先や支援内容について、本人・保護者と学校とで合意形成が図られず、結果として十分な支援が提供できていないケースも散見されています。

・課題

各市町村教育委員会に設置されている就学支援委員会は、主に就学先決定の際に支援の内容や学ぶ環境等について検討しますが、その後の一貫した支援のための助言をする機能については、十分ではないという課題も見られます。就学という言葉が、「入学する学校を決める（学校を選ぶ）」という意味で捉えられ、「入学後も生き生きと生活し、本人に合った学習に取り組むことができるように適切な支援を継続して行う」という認識が十分でなく、本来目指す段階に達していないことが多いようです。

(2) 就学支援から教育支援へ

支援を必要とする子どもの障がいの程度から、入学、在籍する学校を決定する就学に関する支援にとどまることなく、就学した後の学校生活において、子どもの教育的ニーズに応じたよりよい支援の在り方を検討し、就学後の学校生活を支援していくことが求められています。

子どもの成長や環境の変化に応じて、必要とする支援の内容や本人及び保護者のニーズが変化することがあること、学校生活において適切な支援を受けることが成長につながることから、就学後も一貫して支援をしていく「教育支援」への転換が必要となっています。

2 教育支援の充実のためのガイドライン

(1) インクルーシブ教育システムの構築

・制度の改正

「障害者の権利に関する条約」は、平成 18 年の 12 月に国連総会において採択され、我が国は平成 19 年 9 月に同条約に署名しており、翌年の 5 月に発効しています。この条約は、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的とし、「インクルーシブな教育システム」や「合理的配慮」等の理念を提唱する内容となっています。我が国においては、平成 26 年 1 月の同条約への批准までの間、様々な取組が進められてきました。平成 19 年の学校教育法の改正により、特別な場で行う「特殊教育」から一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」への転換が行われました。また、平成 23 年の「障害者基本法」の改正と並行して、中央教育審議会初等中等教育分科会において今後の我が国の特別支援教育の在り方等についての議論が進められ、平成 24 年 7 月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」としてとりまとめられました。これらを踏まえつつ、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われ、平成 25 年 9 月 1 日より施行されました。

・インクルーシブ教育システム

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組に加え、「共生社会」の形成に向けて重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組の推進が必要とされています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」には、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。」とされています。インクルーシブ教育システム構築のためには、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すことが必要です。ただし、その場合にはそれぞれの子どもが学ぶ内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごし、生きる力を着実に身に付けていることが重要な条件になります。

そのための環境整備として、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加のために、その時点での教育的ニーズに的確に答える指導を

提供することができる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要となります。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の用意が必要です。

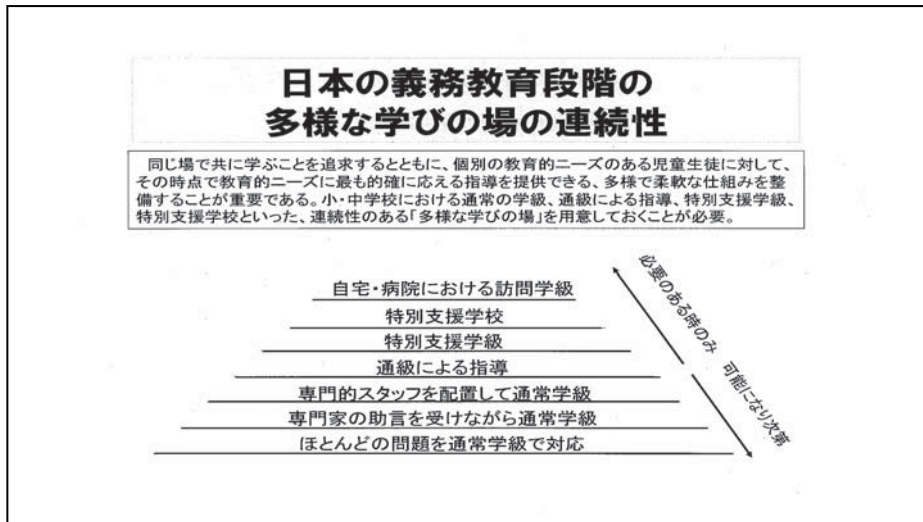


図 「日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性」 文部科学省資料より

(2) 就学期における支援（早期からの一貫した支援）

・早期からの支援の重要性

障がいのある子どもにとって、その障がいを早期に発見し、早期から発達に応じた必要な支援を行うことは、本人の自立や社会参加に大きな効果があるとともに、その子どもを支える家族に対する支援という観点からも大きな意義があります。

乳幼児健診と就学前の療育・相談との連携、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校との連携を図る事業、子ども支援ネットワークを中心とした事業など、教育委員会と関係機関が早期から連携し、子どもの発達支援や子育て支援の施策が行われることで、教育と福祉が互いに協力体制を築き連携を実現することが重要です。

・一貫した支援の重要性

障がいのある子どもが、地域社会の一員として生涯にわたって様々な人々と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、社会全体として、その子どもの自立を生涯にわたって支援していく体制を整えることが必要です。このため、早期から始まっている支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障がいのある子どもの精神的及び身体的な能力を可能な限り発達させ、卒業後に地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるといような、一貫した教育支援が求められます。今後の特別支援教育の推進に向けた基本的な考え方として、個別の教育支援計画の

作成・活用等を通して、一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図り、生涯を通しての支援へ橋渡しをしていくことが重要になります。

(3) 就学移行期の支援の重要性

移行期の支援とは、支援の対象となる子どもと保護者が、必要な支援の継続性を確保するとともに、これまでの支援の評価と見直しにより、よりよい支援を求めることができるようにすることです。一貫した支援を効果的に進めるためには、支援の主体が替わる移行期の支援に特に留意する必要があります。幾つかある移行期の中でも、小学校や特別支援学校小学部、中学校や特別支援学校中学部、高等学校や特別支援学校高等部への就学移行期における支援の在り方は特に重要です。子どもと保護者の期待と不安が大きいこと、就学移行期が子どもの成長の節目と対応していること、子どもの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を検討する必要があること、などが理由としてあげられます。

(4) 就学後の支援に必要なこと

・フォローアップと柔軟な対応

就学の際に決定した「学びの場」は、固定されたものではなく、一人一人の子どもの発達の程度や適応状況等を勘案し、柔軟に変更できることをすべての関係者が共通理解しておく必要があります。そのためには、日常生活の様子や学習の状況を踏まえた教育相談の実施や、個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を定期的で開催し、必要に応じて個別の教育支援計画の見直し、就学先の変更の検討などを進めることができるようにしておくことが大切です。また、特別支援学級の児童生徒が通常の学級の児童生徒と交流したり、特別支援学校の児童生徒が交流籍を活用し、居住地の小・中学校において交流及び共同学習を実施したりする際の様子は、「学びの場」の検討において判断材料の一つになります。

なお、就学先を変更する場合については、子どもや保護者による学校等の見学に加え、十分な教育相談や体験学習等での適応状況等を判断材料とし、総合的に判断していくことが望まれます。

・就職、就労に向けた取組

障がいのある子どもが、将来の進路を主体的に選択することができるよう、子どもの実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階から進路指導の充実を図ることが大切です。企業や福祉事業所等への就労のために労働関係機関や障がい福祉担当部局等との連携を進めることも必要です。

社会環境の変化が大きくなってきている中、特別支援学校や特別支援学級で行っている自立支援、職業教育や職場体験を更に発展させ、充実させていく必要があります。

3 今日的な障がいの捉えと対応

(1) ICFと障がいの種類, 程度

・ ICFの障がいの捉え方

かつては、障がいについては、種々の困難による一般の人々との間に生ずる社会生活上の不利益等と捉えられていました。平成 13 年に世界保健機構 (WHO) が採択した「国際生活機能分類 (ICF)」によると、障がいの状態は疾病等で規定されるだけでなく、その人の健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明されており、疾病等に基づく側面と社会的な要因による側面を考慮しています (下図参照)。特別支援学校の学習指導要領解説において、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識・技能等を身に付けるために必要な指導を計画する際には、ICFの障がいの捉え方を踏まえるように示されています。

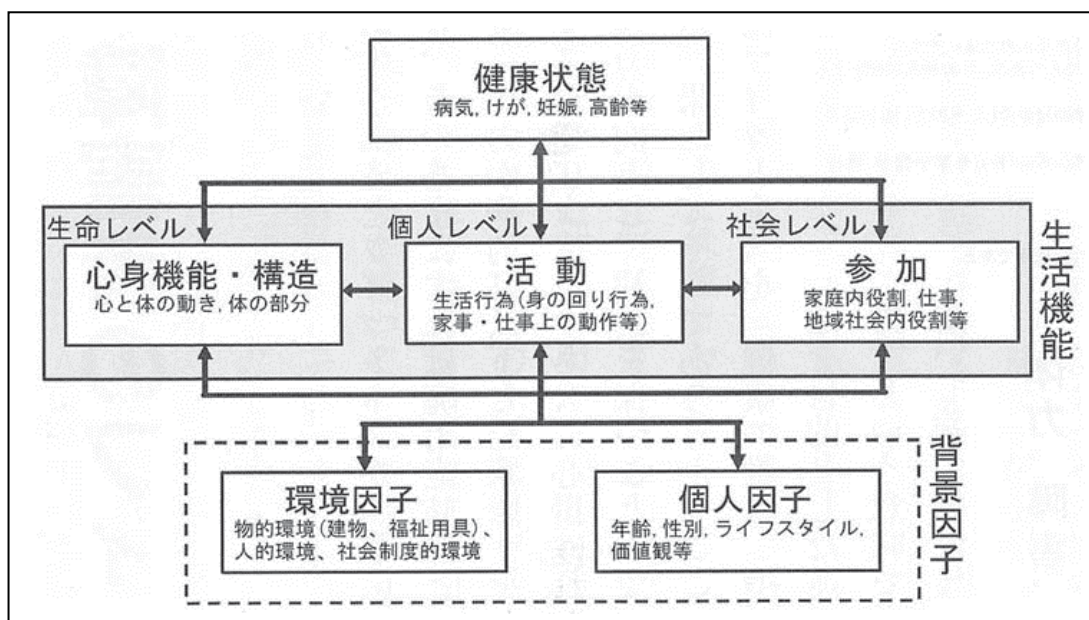


図 「 I C F の概念間の相互作用」

・ 障がいの種類と程度

我が国においては、学校教育法第 72 条において特別支援学校における教育の対象となる障がい種として 5 つの障がい種 (視覚障がい, 聴覚障がい, 知的障がい, 肢体不自由, 病弱) が規定されています。また, その具体の障がいの程度については, 学校教育法第 75 条において, 政令で定めることが規定されており, これを受け, 学校教育法施行令第 22 条の 3 において定められています。

・ 就学先の決定

学校教育法施行令第 22 条の 3 は, 従来は「就学基準」として位置付けられ

ていましたが、今般の学校教育法施行令の改正により、特別支援学校に入学可能な障がいの程度を示すものとされています。さらに、この第 22 条の 3 に該当するかに加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案し、障がいのある児童生徒の就学先を決定する仕組みへと改められました。就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人、保護者に対し十分に情報提供しつつ、本人、保護者の意見を最大限尊重し、本人、保護者と市町村教育委員会及び学校等が教育的ニーズと必要な支援等について合意形成を行うことを原則とし、最終的に市町村教育委員会が決定します。本人、保護者と教育委員会及び学校等が十分な話し合いの上、合意していくことが望ましい方法です。

(2) 合理的配慮と基礎的環境整備

・合理的配慮の定義と決定方法

「合理的配慮」は、中央教育審議会初等中等教育分科会報告にて以下のよう
に定義されています。

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・
行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な
変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じ
て、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの

「合理的配慮」は、障害者の権利に関する条約において新たな概念として
提唱され、「合理的配慮」を否定することは、障がいを理由とする差別に含
まれるとされています。「合理的配慮」の決定や提供に当たっては、各学校
の設置者及び学校が体制面、財政面を勘案し、「均衡を失した」又は「過度
の」負担について個別に判断することになります。各学校の設置者及び学校
は、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶというインクルー
シブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努め
る必要があります。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、
何を優先して提供する必要があるかなどについて、本人及び保護者と共通理
解を図る必要があります。

「合理的配慮」は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決
定されるもので、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、当該
の子どもの興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の状態把握を
行う必要があります。これを踏まえ、設置者及び学校と本人及び保護者によ
り、発達の段階を考慮しつつ可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供
されることが望まれます。なお、その内容は、個別の教育支援計画に明記さ
れるとともに、個別の指導計画においても活用されることが期待されます。

・合理的配慮の観点

「合理的配慮」については、個別の状況に応じて提供されることから、具体的かつ網羅的に示すことは困難です。したがって、中央教育審議会初等中等教育分科会報告においては、「合理的配慮」を提供するに当たっての観点を、以下の3点について類型化した整理をしています。

- ① 教育内容・方法
- ② 支援体制
- ③ 施設・設備

それぞれの学びの場における「合理的配慮」は、上記の観点を踏まえ、個別に決定されます。よって、後述するそれぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況等により、一人一人の子どもに提供される「合理的配慮」は異なります。

【合理的配慮の観点】

〔観点① 教育内容・方法〕
< 1 教育内容 > 1-1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 1-2 学習内容の変更・調整
< 2 教育方法 > 2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配置 2-2 学習機会や体験の確保 2-3 心理面・健康面の配慮
〔観点② 支援体制〕
1 専門性のある指導体制の整備 2 幼児児童生徒，教職員，保護者，地域の理解啓発を図るための配慮 3 災害時等の支援体制の整備
〔観点③ 施設・整備〕
1 校内環境のバリアフリー化 2 発達，障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

※ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のホームページ内に、「合理的配慮」の具体的事例がデータベース化されています。実情に応じて、「可能な範囲で、できるかぎり提供する」ことを目指し、検討する際の参考にしてください。

アドレス－http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=15

- ・ **基礎的環境整備**

「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備のことであり、これらの整備を基に、設置者及び学校が各学校において障がいのある子どもに対し、その状況に応じて「合理的配慮」を提供することになります。「合理的配慮」の充実を図る上で「基礎的環境整備」の充実は欠かせません。

なお、「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に、体制面、財政面を勘案し、均衡を失した過度の負担を課さないように留意する必要があります。また、「合理的配慮」は「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるもので、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により提供される「合理的配慮」は異なります。

4 教育相談と就学先の決定

(1) 就学先の検討

・関係者の心構えと就学先の検討に向けた準備

保護者によっては、子どもの障がいの理解や受容にかなりの時間を要する場合があります。一人一人の保護者の心理状態をよく理解した上で、長期的にきめ細やかな対応が求められます。したがって、教育相談担当者は、保護者の心情や子どものこれまでの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、共感的理解に努め、信頼関係を築きながら相談に対応することが大切です。保護者の抱えている悩みを受け止め、不安を和らげる中で、子どもの可能性を最大限伸長することができる教育的対応の在り方や家庭での支援、地域や学校における基礎的環境整備の状況を踏まえた合理的配慮の提供についての合意形成を図っていくことが求められます。

教育相談において保護者に提供しなければならないのは、子どもの可能性を最大限に伸長することができる教育の場に関する正確な情報です。様々な情報を、保護者が理解しやすい表現で示し、また、特別な教育的対応の必要性について、保護者が判断することができるような情報を提供していくことが必要です。

就学先の決定は、保護者にとって最大の関心事項の一つであり、保護者の多くは、就学する予定の学校が、自分の子どもにどのような学習内容を設定し、どのような方法で教育を行うのか、子どもの成長・見通しなどをどのように捉えているかについて具体的に知りたいと考えています。このような保護者の希望に応え、保護者の十分な理解を得るため、学校との連携や協力を十分に図りながら、具体的な情報提供の機会となる学校見学を実施したり、体験入学を活用したりするよう積極的に働きかけることが大切です。

・就学先の検討

具体的な就学先の検討段階においては、就学先を検討する本人・保護者、学校、市町村教育委員会の三者が子どもの教育的ニーズ等を把握して共有するとともに、望ましい就学先を検討していく当事者として信頼関係を醸成していくことが求められます。その上で、新たな就学先決定の仕組みの重要な理念である、本人・保護者と市町村教育委員会、学校との合意形成を行います。就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分に情報を提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とします。なお、「合理的配慮」の内容についても同時に合意形成することが望ましいとされています。さらに就学後においても、支援の内容や就学先について必要に応じて見直すことや、見直しの時期や見直しのための手続きについても共通理解を図っておくことが必要です。

(2) 就学先の決定と学びの場の見直し

・就学先の決定

就学先の決定に当たっては、その子どもがその学校で十分な教育を受けることのできる環境が確保されていることが必要であり、この確認や実際の受け入れ体制を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはいけません。

就学先決定の仕組みにおいては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分に情報を提供すること、本人・保護者の意見を十分に聞き取り最大限に尊重すること、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、市町村教育委員会が児童生徒の就学先を決定します。

・教育支援委員会（就学支援委員会）の役割

多くの市町村に設置されている「就学支援委員会」（今後「教育支援委員会」となっていくことが望ましい。）に求められる役割は、早期からの教育相談や支援、就学先決定の際の支援に加え、就学後の一貫した支援についての助言、個別の教育支援計画作成の援助等を行うことです。

また、合理的配慮の決定の際、設置者、学校と本人、保護者の意見が一致しない場合に助言をし、合理的配慮が、可能な限り合意形成を図った上で決定され、提供されることが望ましいとされています。

【教育支援委員会の機能の拡充】

- ① 障がいのある子どもの状態を早期から把握する観点から、教育相談機能を充実させ障がいのある子どもの情報を継続的に把握する。
- ② 就学移行期においては、市町村教育委員会と連携し、本人や保護者に対する情報提供を行う。
- ③ 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言する。
- ④ 市町村教育委員会による就学先の決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行う。
- ⑤ 就学先についての市町村教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行う。
- ⑥ 就学先の学校に対して適切な情報提供を行う。
- ⑦ 就学後についても、必要に応じて「学びの場」の変更について助言を行う。
- ⑧ 「合理的配慮」について、提供の妥当性についての評価や関係者間の意見の調整について助言を行う。

・ 継続的な教育相談と就学先の検討

特別支援教育は、子ども一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導や必要な支援を行うことを理念とするものであり、子どもの障がいの状態の変化等に応じて適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要があります。

就学時に、小学校6年間、中学校3年間の学びの場が全て決まってしまうのではなく、子どもの発達の状態、適応の状況、学校や学級の環境等を勘案しながら、柔軟に転学等ができることを、関係者間で共通理解することが重要です。そのために、定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく会議等を行い、必要に応じて個別の教育支援計画の見直しや就学先の検討を行っていくことが大切です。本人及び保護者には、就学相談初期の段階で、就学の手続きや就学後も柔軟に転学できるシステム等について、あらかじめ説明しておく必要があります。また、直接関係する教職員以外にも、このような柔軟な転学についての理解が進むよう広く周知を図ることが必要です。

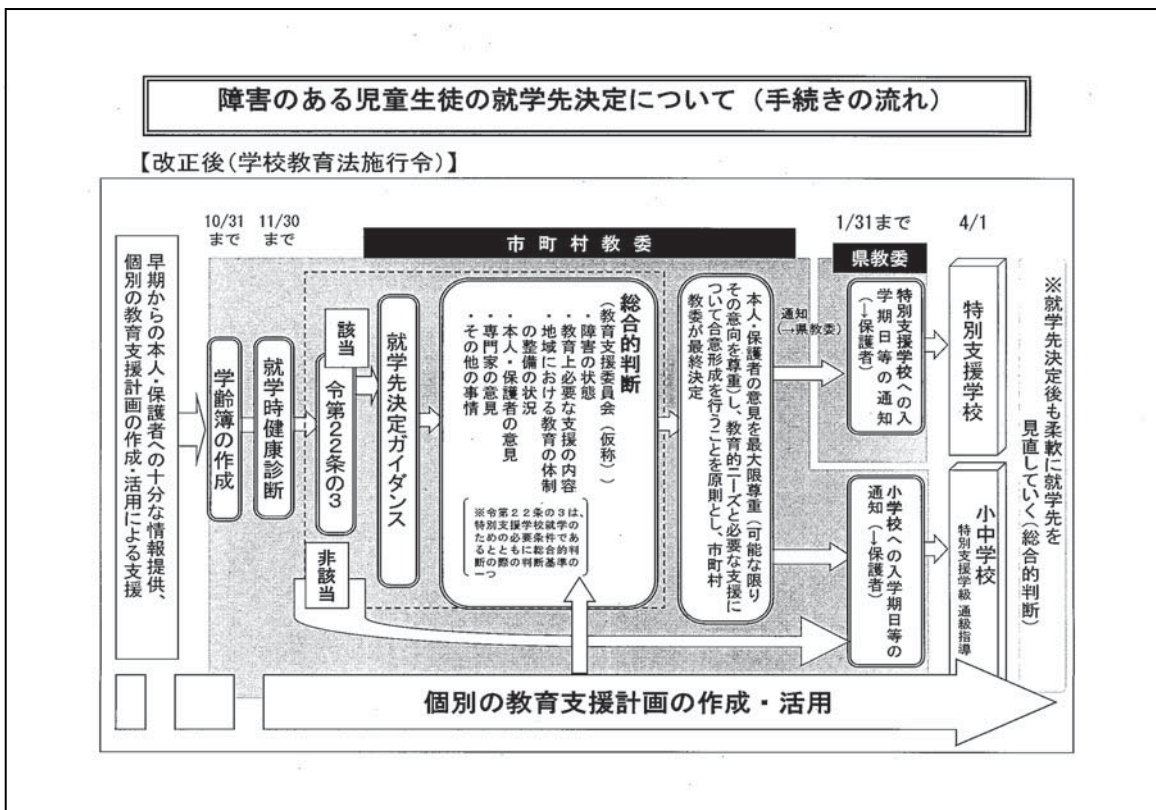


図 「障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）」

教育支援資料（文部科学省）より

5 支援ファイルの活用

(1) 充実した支援につながるツール「支援ファイル」

・支援ファイルとは

支援ファイルとは、障がいのある子ども、あるいは障がいはないが特別な支援を必要とする子どもについて、障がい等の特性、指導・支援の内容、かかわっている支援機関等の情報をまとめることで、関係機関がその子どもの支援に関する情報を共有するとともに、その子どもの就学、進学、卒業等のライフステージの移行において次の支援機関へ支援に関する情報を円滑に引き継ぐための資料（綴り）です。制度上位置づけられているものではないことから、「相談支援ファイル（乳幼児期に保健福祉が主になって作成）」や「就学支援ファイル（就学時に教育が主になって作成）」などと名称や形態は様々ですが、ファイリング方式で必要に応じてシートや関係資料が綴られるケースが一般的です。

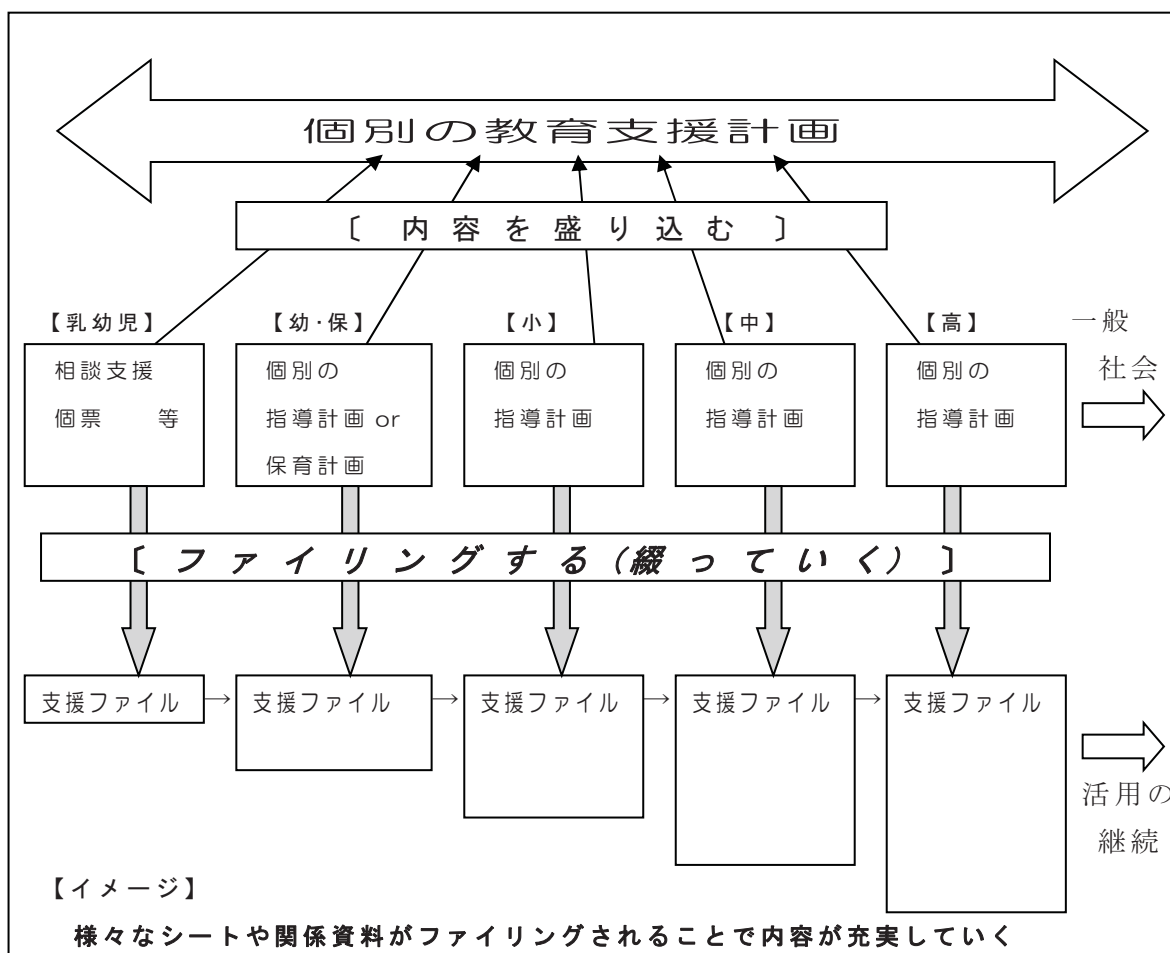


図 支援ファイルと個別の指導計画（個別の教育支援計画）等との関連（例）

* 個別の教育支援計画と支援ファイルが同じ機能をもつということで統一して活用している地域もあります。

・ 支援ファイルの作成と活用

今後の教育支援において重要な、早期からの対応、適切な支援の提供を考えると、就学時健康診断後ではなく、各乳幼児健診後、あるいは支援が必要とわかった時点で相談が開始され、必要に応じてファイルが整備されていくことが望まれます。時間をかけて、保護者と子どもにとって望ましい教育について話し合っていく過程で、教育の場についても検討されることが求められます。また、小学校や中学校、高等学校に入学後は、そのファイルを引き継ぎ、保護者やこれまで療育、保育、教育を担当してきた関係者から可能な範囲で過去の情報も収集し、子どもの指導、支援に役立てることが重要です。なお、ファイルの整備や引き継ぎに関しては、保護者の承諾を得ることが原則です。保護者の同意を得ながら、様々な情報が支援ファイルとともに就学先の園や学校、あるいは社会生活に確実に引き継がれ、これまでの支援や保護者の願いをベースに支援が継続されていくことが重要です。また、実際の作成については、各市町村の教育委員会や保健福祉等の機関（自立支援協議会の子ども療育部会等）等が各市町村の実情に応じて進めることとなります。

（２）個人情報保護について

・ 本人、保護者の同意

支援ファイルの作成や情報の提供にあたっては、保護者（必要に応じて本人も）に対して、目的や理由、有益性等を説明し、同意を得ることが必要です。なお、他機関等に情報として提供する場合には、その都度、同意を得ることが必要です。

・ 作成者の制限及び収集内容の確認

支援ファイルを作成することができるのは、対象の子どもの指導、支援する人物に限られます。具体的には、保護者、担任等の保育士や教諭、相談等を行う行政や相談機関等の職員が想定されます。また、作成、記録した人物が特定できるよう、資料には作成日、作成者の所属、職、氏名を記録する必要があります。支援ファイルに誤った内容が記載されることを防ぐため、記載された内容については複数の関係者で確認及び必要に応じて修正が図られる必要があります。具体的には、学校であれば校内教育支援委員会や特別支援教育校内委員会、行政関係であれば市町村教育支援委員会や自立支援協議会、または、組織の支援者が関係するケース会議等の場が想定されます。

・ 提供先の制限

情報の提供先は、対象の子どもの指導支援に支援ファイルを必要とする機関であるとともに、確実に個人情報の守秘義務が果たされる機関である必要があります。なお、情報提供の際は保護者の承諾を得ることに加え、どこへ引き継ぎや情報の提供を行ったかが記録に残るようにする必要があります。

6 ガイドラインを踏まえた実践

事例Ⅰ 幼稚園と小学校における就学支援ファイルを活用した連携（一関市）

1 幼児期巡回相談の取組

(1) 幼児期における特別支援教育の組織

本市には、幼児期特別支援コーディネーターが市の職員として配置されている。また、幼児期特別支援コーディネーターを中心とし、幼稚園職員や保健師、特別支援学校教諭などで構成された幼児期巡回相談員がおり、組織的に幼児の様子を観察し情報を共有する場「巡回相談員会議」を年に7回開催している。

(2) 特別支援コーディネーター会議

年度初めに、市内の保育園・幼稚園・こども園、すべての園内コーディネーターが参加する特別支援コーディネーター会議をもち、本市の特別支援の仕組みや巡回相談等について共通理解を図っている。

(3) 幼児期巡回相談

各園より「特別な支援が必要な幼児」の名簿の提出を求めている。その名簿を基に、幼児期巡回相談員が園を訪問し対象幼児の観察をする。その後、カンファレンスの時間をとり、名簿上の幼児の様子を中心にした実態把握、また、必要に応じて支援内容の助言や関係機関等の紹介を行う。

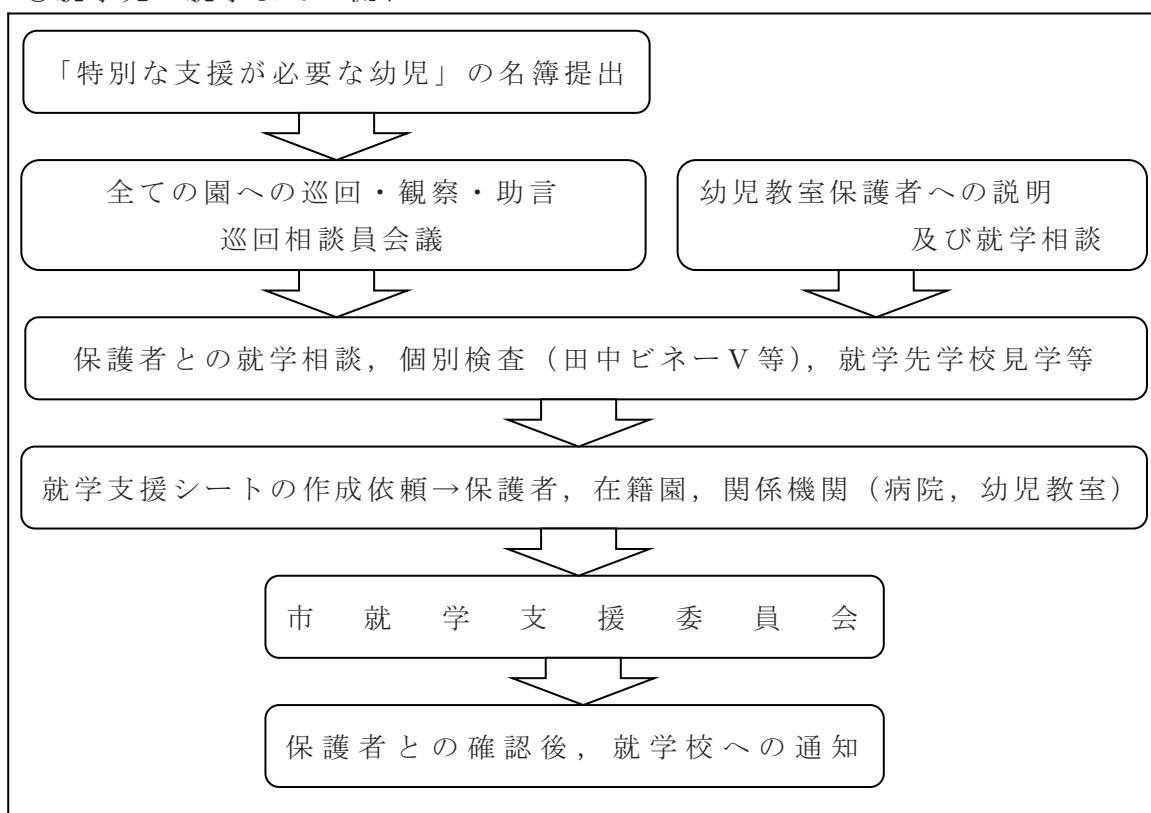
このように、年少時から幼児一人一人に目を向け、就学前に個に応じた指導（ソーシャルスキルトレーニング等）をしたり、関係機関に繋げたりすることで、就学してからの当該児の困り感が軽減される等、児童・保護者への支援につながっている。また、巡回相談会議資料は当該児にとっての適切な支援の把握や引き継ぎのための基礎資料にもなっている。

【園作成名簿の様式】

幼様式1-2		⑨ 平成 年度 特別な支援を必要とする幼児教育相談名簿		NO				
(発達・成長に必要な何らかの支援を必要とする児)								
				園名 _____ 園				
				園長名 _____ 印				
				記入年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 日				
				記入者氏名 _____				
NO	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	幼児の困難の特徴 (主な困難を記入)	連携機関など	診断・検査など (わかる範囲で)	就学予定校	備 考
1			年 月 日					
2			年 月 日					
3			年 月 日					

2 就学前の対応

◎就学児の就学までの流れ



(1) 保護者との就学相談

巡回や保健福祉部で行っている発達相談等で「支援が必要ではないかと思われる幼児」の保護者に対し就学に係る相談を行う。主に、「幼児教室に通所」「放課後児童支援施設通所」「各地域保健師からの申し出」「就学時健診の知能発達検査で境界線以下」の幼児が対象である。

就学相談時に個別の検査も同時に行ったり，必要であれば特別支援学級や特別支援学校の見学が可能であることを伝えたりし，当該児の状況や就学先への見通しをもてるような手立てをとっている。

(2) 就学支援シートの作成

就学相談の際に，保護者の就学への希望を①「引き継ぎの希望なし」②「引き継ぎのみ希望」③「就学先での個別の支援を希望」の3つに分類し，②③を希望している場合は，「個別の支援シート（I I S S『いっす』）」の作成を進める。

個別の支援シートは，「保護者」「在籍園」「関係機関（医療・福祉等）」がそれぞれ作成し，一つにまとめたものである。このシートは，引き継ぎの資料と市就学支援委員会での協議資料を兼ねており，関係機関で資料を共有することの保護者の同意を得ている。

3 個別支援シート（I I S S）の活用

個別の支援シート（以降 I I S S）は，1枚目を保護者が作成し，関係機関と資料を共有することへの同意書も兼ねている。2枚目は，在籍園，及び幼児教室，幼児ことばの教室，子育て支援施設等の情報を集約し作成する。

I I S S	
I （I c h i n o s e k i : 一関）	I （I n d i v i d u a l : 個別）
S （S u p p o r t : 支援）	S （S y s t e m : システム）

（1）保護者作成資料（1枚目）

①内容項目

○基礎情報

- ・氏名・生年月日・住所・連絡先
- ・就学予定小学校名・在籍園名
- ・家族構成（年齢，職業）

○当該児の特性にかかわる情報

- ・診断名等（診断機関，担当医師名，服薬・手帳の有無等）
- ・生育歴（始歩・始語等の時期，行動特性，既往歴，身体的特徴等）

○保護者希望

- ・支援内容
- ・進学先（特別支援学校，特別支援学級，通級指導，通常学級）
- ・進学先へ伝えておきたいこと

○同意書

②同意書の内容

同 意 書	<p>個人情報保護に関する法律，及び一関市個人情報保護条例に基づき，必要情報を個別の支援シート（I I S S）としてまとめ，引き継いでいくことに同意します。</p> <p>また，保護者が特別な申し立てをしない限り，必要に応じて関係機関が連携する際の資料とすることにも同意します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 印</p>
-------	--

I I S S の最後の項目を「同意書」とし，保護者より押印していただく。

(2) 在籍園等作成資料 (2枚目)

① 内容項目

- 本児の特性
- 園での様子と主な支援 (生活面, 行動面, 対人関係面, その他。また, その重要度)
- 関係機関からの情報 (病院, 保健センター, 幼児教室, 児童相談所等)
- 心理検査等の記録 (検査機関名, 検査の種類, 検査日, 検査結果)

【記入例の一部】 ※吹出し部分は, 記入の際の注意事項

個別の支援シート (I I S S)		幼児氏名		関係機関・幼稚園・保育園記入用紙 (記入日 平成 年 月 日)	
<p>本児の基本的な特徴をまとめます</p> <p>本児の特性</p>		<p>乏しいが, 周りを見て理解したり, 動いたりすることができる。</p> <p>・新しいことや, 初めてのこと, 初めての人に対して警戒心や不安感が強く, 抵抗を示すことが多いが, 事前に説明をすることで安心して過ごすことができる。</p> <p>・変更があると不安定になりやすく, 自分の思いを通そうとするが, 変更があることと, 理由をわかるように知らせると納得できる。</p>		<p>記入日を記す</p>	
<p>現在の様子だけでなく, 具体的な支援内容を記入してください</p>		<p>園での様子と支援内容</p>		<p>◎○△など, 優先順位を付けてください</p>	
<p>幼稚園・保育園の様子と主な支援</p>		<p>項目</p> <p>生活面</p>	<p>着替えや, 片付けなど基本的なことはできるが, 気持ちの切り替えが難しいと, 取り組みなくなる。</p> <p>気持ちを切り替える時には, やることを急に指示するのではなく, 徐々に気持ちを切り替えられるように事前に声をかけておくことが有効である。それでも難しい時は, 何度も声をかけ, 少しの間構わずにおいて, ころ合いを見て声をかけると切り替えら</p>		<p>重要度</p> <p>○</p>
<p>関係機関からの情報</p>		<p>保健センター</p>	<p>新しいことに対して緊張感が強いので, 事前に伝えることが大切である。</p>		
<p>心理検査等の記録</p>		<p>検査機関</p> <p>児童相談所</p>	<p>検査の種類</p> <p>田中ビネーV</p>	<p>検査日</p> <p>平成 年 月 日 (〇 月)</p>	<p>検査結果</p> <p>知的能力は平均 ただし, ことばの理解が乏しく, 課題が理解できないことがあった。詳細は別紙</p>

4 今後の課題

- 幼児期特別支援コーディネーターとの連携を密にとり, 資料作成や保護者との就学相談を円滑に行うこと。
- I I S S の作成の際には, 保護者との共通理解を十分に図るよう慎重に進めること。
- I I S S は, 就学支援委員会の資料としてだけでなく, 重要な引継ぎシートであることの認識を進学先に浸透させ, 活用してもらうこと。

事例Ⅱ 福祉関係機関と連携した教育支援体制の構築（盛岡市）

1 はじめに

特別な教育的ニーズのある児童生徒の就学にあたっては、保護者への事前の情報提供や就学に関するガイダンス、特別な支援を必要とする幼児の把握等を大切にしていかなければならない。また、就学後においても、フォローアップと学びの場の柔軟な変更が必要である。そのためにも、市教育委員会独自の取組に加え、福祉関係機関等と連携した取組を行うことが、円滑な就学先決定に向けた第一歩であり、その後の学校生活につながるものであると考える。

2 就学期における取組

（1）保護者への事前の情報提供・就学に関するガイダンス

市教育委員会では、1学期に小中学校の特別支援学級等の参観日を設定し、その日にちや内容を幼稚園・保育所、福祉関係機関等を通して保護者に提供している。また、市教育委員会で行っている教育相談や幼児ことばの教室についてのリーフレットも同様の方法で提供している。

年間を通して実施している教育相談や、市保健所の親子教室等を活用した研修の場においては、市教育委員会で作成した「小学校入学ガイドブック」（【資料1】参照）や「就学先決定に向けての取組」等のリーフレット、各小中学校や特別支援学校等の学校要覧・ホームページ、全国特別支援教育推進連盟が作成した冊子「子どものニーズに応じた教育的支援のために」等を活用して、就学までの流れや、特別支援教育等についての具体的な理解が図られるようにしている。

なお、盛岡市障がい児教育推進協議会は、盛岡市における障がいのある子どもの教育に関係する機関や団体で構成され、市教育委員会が事務局となっている。年に2回の研修の機会には、広く市民の方にも参加を呼びかけ、幼児期の保護者から地域を支える民生委員の方まで、幅広い方々に参加いただいている。近年は、小学校通常の学級やことばの教室、特別支援学校における教育実践、インクルーシブ教育システムの構築に向けた講話、本市における療育の取組等の内容で開催している。

（2）就学期における特別な支援を必要とする幼児の把握

市教育委員会では、毎年5月、「特別な支援が必要と思われる幼児の調査」を、盛岡市内及び近郊の幼稚園保育所等の協力を得ながら実施している。ここで得られた調査結果は、その後の教育相談や就学後の指導・支援を検討する際の基礎資料として活用している。

また、市健康推進課が管轄している盛岡市乳幼児総合診査（愛称：もりっこ健診）では、市保健所における定期健康診断や訪問指導で把握した乳幼児

や、医療・福祉機関からの紹介、保護者が希望する乳幼児などを対象として、小児科医のほかに小児神経専門医，整形外科医，耳鼻咽喉科医，精神発達専門員，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，栄養士，保健師等による健診を進めている。診査後は，毎月開催される常任委員会での報告・検討が行われる。常任委員会は，医師に加え，市教育委員会指導主事により構成されている。市教育委員会としては，就学期を迎えるまでの間の子どもの育ちを把握するための貴重な機会となっている。

さらには，市教育委員会指導主事や市教育研究所員による，盛岡市子ども支援連絡会（市障がい福祉課事業）への出席，幼稚園や保育所等訪問支援等の取組が，特別な支援を必要とする幼児の把握にもつながっている。

発達や学びの連続性を保障するためには，市教育委員会における把握だけではなく，小学校教員による把握も大切なことである。本市においては研修会の実施，各小学校区における保幼小連絡会の設置，小学校教員による園訪問や幼稚園教員による小学校訪問の実施等，幼小接続の取組を推進している。

小学校入学 ガイドブック



**「子どもたち一人一人に、
自立して社会で生きていくための基礎を育む」**

入学に向けて

入学についての相談窓口
学区や手続きについての相談窓口は、「盛岡市教育委員会 学務教職員課 学事助成係」です。
就学時健康診断や特別支援学級等についての相談窓口は、「盛岡市教育委員会 学校教育課」です。

就学時健康診断
就学時健康診断の日時や場所は，9月に各家庭へのお知らせがあり，10月に行われます。

岩手県盛岡市教育委員会 学校教育課

小学校 について こんなどころ

A小学校の主な行事と生活時程

月	主な行事	項目	時程
4	始業式，入学式，1年生を迎える会，参観日，PTA総会，交通安全教室，家庭訪問	児童登校	～ 8:15
5	児童総会，運動会，遠足	朝学習	8:15～ 8:25
6	特別支援合同運動会，園料徴収，PTA総会，卒業教室	朝の会	8:25～ 8:35
7	給食記録会，開学式，終業式，水泳記録会，終業式	1校時	8:40～ 8:50
8	始業式，夏休み作品展	2校時	8:50～ 9:00
9	避難訓練，プール納め，参観日，林間学校，球技大会，秋のアンサンブル大会	重開校	10:10～10:20
10	読書旅行，マラソン大会，PTA作業，就学時健康診断，学習発表会	3校時	10:40～10:50
11	特別支援合同作品展，運動音楽会	4校時	11:20～12:15
12	開学式，終業式	給食	12:15～12:30
1	始業式，小学校通学祝	昼休み	12:35～12:55
2	スキー教室，入学説明会，参観日，6年生を送る会	5校時	14:00～14:45
3	児童総会，終了式，卒業式，離任式	6校時	14:50～15:25
		曜日の会	15:25～15:30
		下校時刻	～16:10

就学先の決定

教育相談や，10月に行われる就学時健康診断の様子を踏まえながら，教育委員会は，就学先の決定に当たり，保護者や専門家の意見を聞いた上で，子どもの様子，教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制整備の状況などを総合的に勘案して，就学先を決定します。
保護者の皆様の，見学等を行うなどして，地域にどのような学校や学級があるのか確認しておくことが大切です。
なお，入学後も，子どもの成長の様子などに応じて，柔軟に就学先を見直していきます。

10月
就学時健康診断

11月
総合的な判断による
就学先の決定

12月

1月～3月
就学通知

4月
入学説明会

入学

お住まいの近くの学校で行います。日時や場所は，市教育委員会から家庭に通知されます。

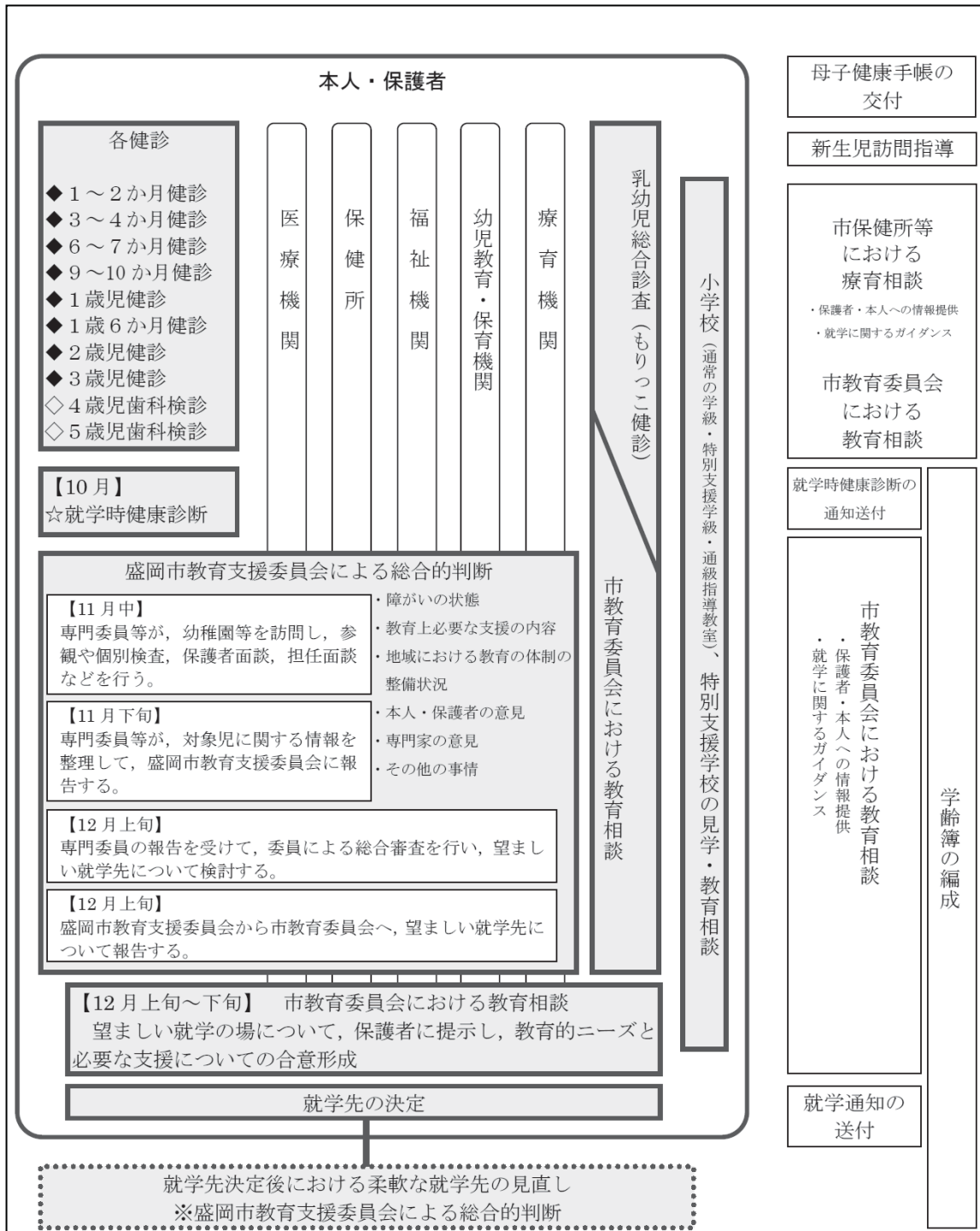
子どもの様子，教育上必要な支援の内容，教育の体制整備の状況などを総合的に勘案して，就学先を決定します。

【資料1】小学校入学ガイドブック ※一部抜粋

(3) 就学に関する総合的な取組

具体の就学先の検討・決定段階においては，保護者面談，園や関係機関からの情報収集，行動場面の観察，学校見学等の実施等の取組を経て，①障がいの状態，②本人の教育的ニーズ，③本人・保護者の意見，④教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見，⑤学校や地域の状況等を踏まえ，市教育委

員会が就学先の決定を行う（【資料2】参照）。その判断に資するよう、盛岡市教育支援委員会を設置して審議を行う。総合的な判断を行うことが必要であることから、盛岡市教育支援委員会は、医療機関や保健所、福祉機関、幼児教育・保育機関、療育機関、教育関係者といった就学移行期に携わる方々によって構成されている。



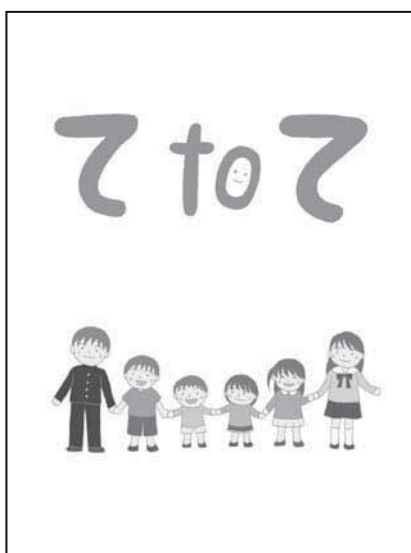
【資料2】本市における就学の流れ

(4) 子ども支援連絡会による連携

市障がい福祉課では、障がい児に対する療育・保育・教育の一貫した早期支援体制の構築を図るための協議・連携の場として盛岡市子ども支援連絡会を設置している。盛岡市子ども支援連絡会は、以下のような委員構成となっており、各分野の委員が所属していることにより、インフラやネットワークの確認、研修等の企画について多面的かつ活発な協議が行われている。

分野	所属
保健	市保健所健康推進課
福祉	市保健福祉部障がい福祉課
	市保健福祉部子ども未来課
	市立ひまわり学園
	盛岡広域圏障害者地域生活支援センター
	公立保育所
	私立保育所
教育	市教育委員会学校教育課
	私立幼稚園
	県立盛岡みたけ支援学校
学識経験者	岩手大学教育学部特別支援教育科

盛岡市子ども支援連絡会では、「担当の人が代わるたびに、同じ説明を何度もさせられる」、「いろいろな手帳や資料をもらうけれど整理が大変」などの保護者の声から、数枚のフェイスシートと、関係書類をクリアファイルに収納していくバインダー形式の「盛岡市支援ファイル て to て」(【資料3】参照)を作成した。平成27年度にモニターからの意見を参考にして修正を加え、平成27年度から配付・活用されている。



【資料3】

盛岡市支援ファイル て to て

盛岡市支援ファイル て to て の構成

- ◆ お子さんのプロフィール、家族構成
病院や療育の場などでよく尋ねられる基本情報です。
- ◆ お子さんの写真・好きなことなど
お子さんの様子を他の人に伝えたいときに使えます。
- ◆ 生育歴
出生からこれまでの育ちの様子を記入できます。
- ◆ かかりつけ医、相談機関、療育・教育機関
サポートしている場の連絡先等を整理して記入できます。受診歴や相談歴などを知る資料にもなります。
- ◆ 相談記録メモ、病院受診メモ
相談や受診の記録を書き留めておきます。
- ◆ ママにやさしい相談機関
盛岡市内の身近な相談機関の一覧です。
- ◆ フォルダ
母子手帳、診断書、受給者証などを保管できます。フォルダはふた付きですから、中身の脱落を防げます。「ふたはわずらわしい!」というときは、中に折り込んで使えます。

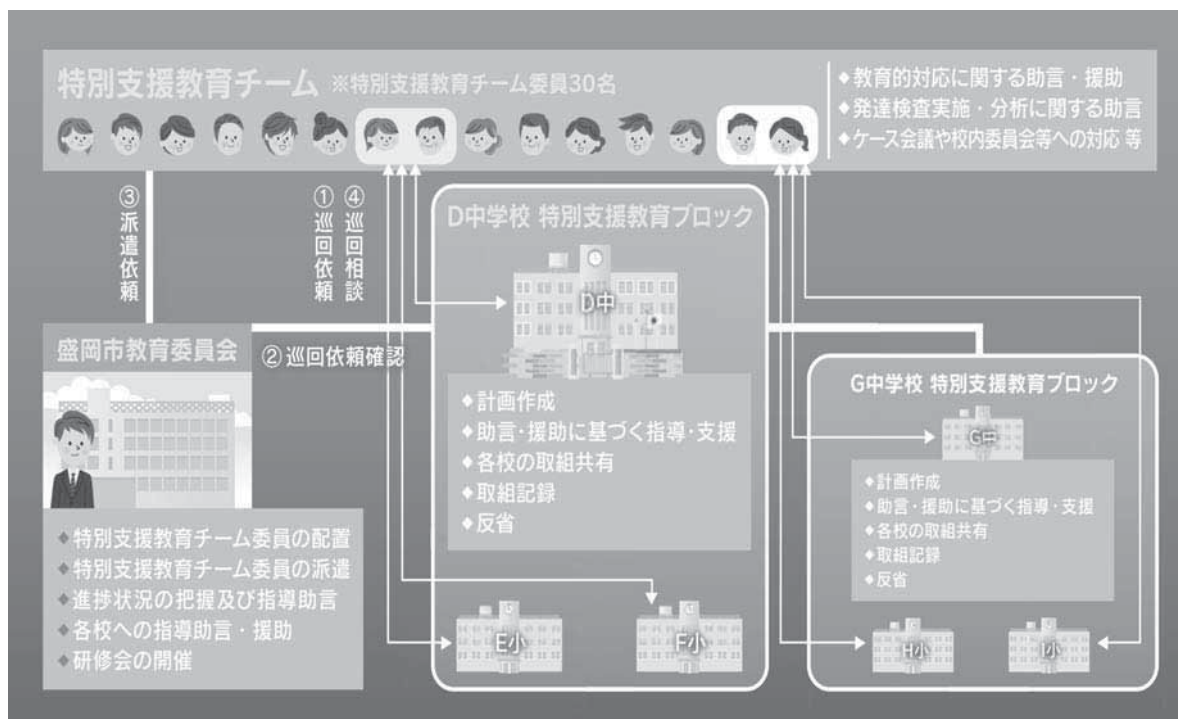
(5) 「就学支援シート」の作成・活用

市教育委員会では、特別な支援を必要とする幼児に係る「就学支援シート」の作成・活用を行っている（7 資料参照）。「就学支援シート」は、市教育委員会や、医療・福祉機関等における教育相談、各幼稚園・保育所から保護者に個別配付されるものである。保護者は、幼稚園・保育所等と協力して作成し、保護者から就学予定の学校に提出される。就学予定の学校は、記載内容をもとにしながら、幼児期からの一貫した指導・支援及び、就学後における適切な指導と必要な支援につなげていく。この「就学支援シート」は、「盛岡市支援ファイル て to て」に収納され、保管・活用されていくことになる。

3 就学後における取組

(1) 特別支援教育チームによる巡回相談

市内小・中学校に在籍する特別な教育的支援を必要としている子どもに対し、特別支援教育チームによる巡回相談を実施している。市内を 22 ブロックに分け、2名ずつの特別支援教育チーム委員を配置し、ブロック毎に特別支援教育チーム委員による巡回相談を行っている（【資料4】参照）。巡回相談では、教育的対応に関する指導・助言や、ケースカンファレンス・校内委員会等への対応などを行っている。特別支援教育チーム委員は、教員だけではなく、医師や在宅医療連携拠点事業所員等を加えた構成となっている。



【資料4】特別支援教育チームによる巡回相談概要図

(2) スクールソーシャルワーカー等を活用した福祉関係機関との連携

県教育委員会は、スクールソーシャルワーカーを任用し、市町村教育委員会に派遣している。当市においても、関係機関等とのネットワークの構築や連携・調整、校内における特別支援教育を含むチーム体制の構築・支援などにおいて、その専門性を発揮していただいている。

問題を抱える子どもが置かれた環境への働きかけを考える場合、校内のチーム体制はもちろんのこと、特別支援教育チーム委員や市子ども未来課、市障がい福祉課、県福祉総合相談センター等との連携が必要となることも多い。それぞれの事例におけるスクールソーシャルワーカーの必要性は年々高まってきているとともに、教育機関と福祉関係機関との実務レベルにおける連携が積み重なってきている。

4 成果と課題

(1) 成果

- ・新たな事業を立ち上げるのではなく、福祉関係機関を含む関係各課の取組を、教育支援の視点で意味付けて活用していくことにより、持続可能な取組につながっている。
- ・福祉関係機関を含む関係各課の取組に、他課の実務担当者が参画することにより、横断的かつ発展的な取組につながっている。

(2) 課題

- ・より丁寧な教育支援を推進するためには、適正な人的配置や、実務担当者の業務調整が必要である。

5 おわりに

近年、問題を抱える子どもへの働きかけだけでなく、子どもが置かれた環境への働きかけが必要となるケースが少なくない。教育支援の推進のために、今後、ますます教育機関と福祉機関等との連携は大切なものになってくるものと考えている。

事例Ⅲ 就学支援ファイル（PASS）の活用（宮古市）

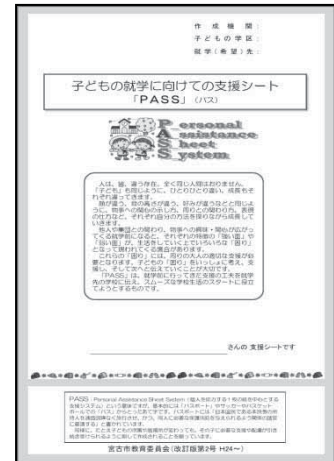
1 就学支援ファイル導入の経緯

宮古市では、就学支援ファイルの総称をPASS（パス）と呼んでいる。

PASSは、「**P**ersonal（ひとりひとりを）**A**ssistance（支援する）**S**heet（書類）**S**ystem（仕組み）」、これらの頭文字をとった造語で、宮古圏域障がい者自立支援協議会によって作成、提案されたものを導入したものである。

PASSは、子どもの困りの部分だけでなく、就学前での支援の内容や取組の結果を、学習面、情緒面、運動、社会性、感覚等について記入するほか、基本的な生活習慣の様子や健康・医療面についても記入でき、それを引き継ぎ資料として就学先に送り届けるようになっている。

宮古市では、平成21年度からPASSの利用を段階的に進め、併せて従来の就学指導の仕組みの見直しを行ってきた。



- ・ H21.3 試行的に作成したPASSが小学校へ引き継がれる。
- ・ H21.4～就学前の幼児についてPASSによる支援情報の引き継ぎを本格実施。併せて就学前児の就学指導委員会資料にPASSの様式の利用を始める。
- ・ H23.4～小中版のPASSの様式を作成し、小中学校用の就学指導委員会資料にPASSの様式の利用を始める。
- ・ H24.3～小中版PASSによる支援情報の引き継ぎを開始。

※H21.4～H27.4の引継件数

- ・ 幼稚園保育所→小学校（特別支援学校小学部を含む）延 169人
- ・ 小学校→中学校（特別支援学校中学部を含む）延 41人
- ・ 中学校→高等学校（特別支援学校高等部を含む）延 19人

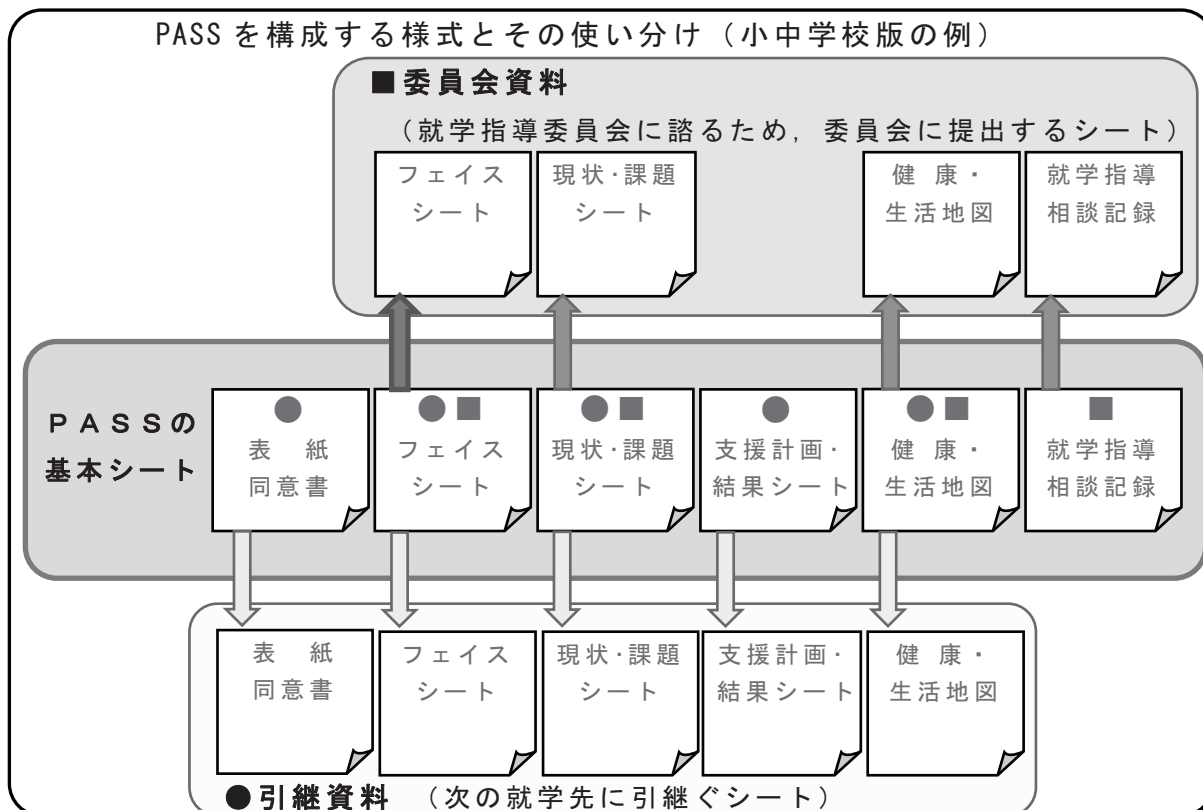
2 導入後の取組等

PASSを最大限活用するためには、作成による新たな負担を極力少なくしなければならない。そのため、必要に応じて工夫をしてきた。

(1) 様式の共通利用

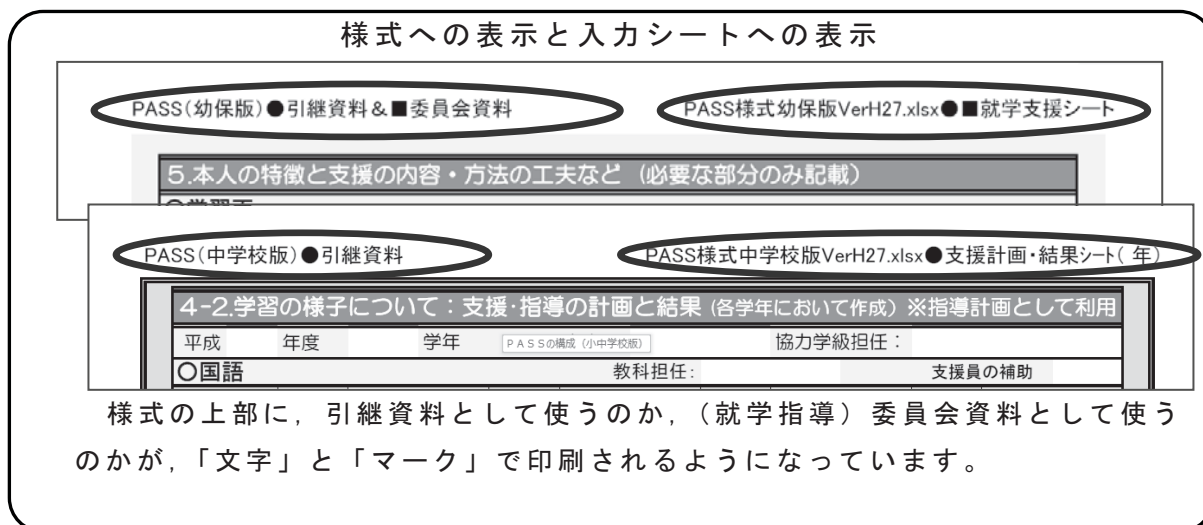
PASSは当初、「引継資料」を指すものとして考えられたが、現在では「子どもを支援（理解）するための情報パッケージ」と考え、様式の組み合わせにより「就学指導委員会資料（委員会資料）」や「支援情報の引き継ぎ資

料（引継資料）」として活用するようにしている。就学指導委員会に諮問する際に作成した資料を，引継資料にも活用することで事務の簡素化・効率化を図っている。

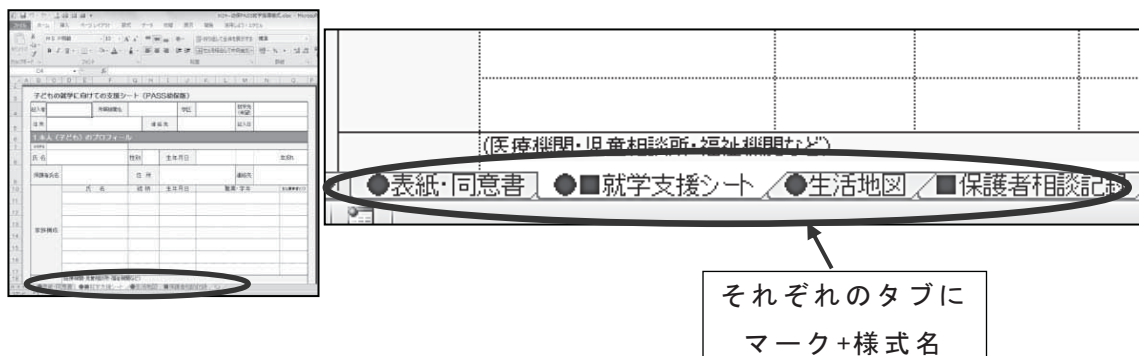


(2) 「分かりやすい」様式へ

PASSの様式は，マイクロソフトエクセルで作成している。数種類ある様式を「タブ」ごとに分け，タブの様式名にマークを付けることによって，目的ごとに「どの様式を使うのか？」を分かりやすくしている。また，印刷した様式自体にも，利用できる資料名とそのマークが印刷されるようになっている。



また、作成用のエクセルのタブにも、●■の表示がしてあります。



(3) 記入例の作成

PASSの様式には多くの項目があり、記入することが子どものアセスメントにもなると考えている。書き慣れることが重要であることから、各項目や入力方法の説明をした記入例を作成した。

小学校版の記入例

PASS(小学校版)●引継資料&■委員会資料 H15XXXX川井森夫.xlsx●フェイスシート

個別の支援シート (PASS・小学校版) : フェイスシート
兼 委員会資料フェイスシート

所属学校名	〇〇〇小学校	在籍学級	特支(情)
-------	--------	------	-------

1.本人(子ども)のプロフィール

氏名	川井 森夫	性別	男	生年月日	平成 15 年 XX 月 XX 日生
保護者氏名	川井 太郎	住所	宮古市茂市2-112-1	連絡先(電話)	999-999-9999
	氏名	続柄	生年月日	職業等	主な養育者に○
	川井 太郎	父	S45.XX.XX	□□□工業(株)	○
	川井 峰子	母	S46.XX.XX	-	○

PASS(小学校版)●引継資料&■委員会資料 H15XXXX川井森夫.xlsx●現状課題シート

4-1.学習の様子について：現状と課題 (各学年において作成) ※委員会資料としても利用

平成 2X 年度 3 学年 担任：〇〇〇〇 協力学級担任：□□□□

○国語

到達学年(当初)	音読→小1程度	漢字→小1程度	読解→就学前程度	作文→就学前程度
----------	---------	---------	----------	----------

現状・課題 平仮名、片仮名は拗音、撥音とも読み書きできる。漢字も80字程度読み、10字程度書くことができる。2~3度読むと、1年生の教科書程度はスラスラ読むことができる。パソコンを使った学習で、正しい助詞を選ぶことはできるが、自分で考えて文を書くことはしない。視写、聴書もできる。読み取りの力は不明。

PASS(小学校版)●引継資料 H15XXXX川井森夫.xlsx●支援計画・結果シート(3年)

4-2.学習の様子について：支援・指導の計画と結果 (各学年において作成) ※指導計画として利用

平成 2X 年度 3 学年 担任：〇〇〇〇 協力学級担任：□□□□

○国語

到達学年(最終)	音読→小1程度	漢字→小1程度	読解→小1程度	作文→小1程度
----------	---------	---------	---------	---------

支援・指導の計画と結果 ●簡単な漢字の読み書きができるようになる。→★漢字を100字程度読み、20字程度書くことができるようになった。
●2年生程度の教科書の音読ができるようになる。→★漢字に振り仮名を付けることで音読できるようになった。

PASS(小学校版)■委員会資料 H15XXXX川井森夫.xlsx■就学指導相談記録

個別の支援シート:就学指導用追加資料

保護者との相談記録

宮古市就学指導委員会:児童用個票

在籍校	〇〇〇小学校	児童生徒名前	川井 森夫
その1	記入日	H2X.XX.XX	前年度就学指導委員会の判定
保護者との相談の概要と就学についての意見		校内就学指導委員会所見及び判断	
		[所見]所属長名・印(〇〇〇〇 印)	

幼保版の記入例

PASS(幼保版)●引継資料&■委員会資料 H190606宮古太郎.xlsx●■就学支援シート

子どもの就学に向けての支援シート (PASS幼保版) 記入例

記入者は保育者(問い合わせに答えられる職員)住所は所属機関の住所・連絡先は所属機関の電話番号です。就学先は作成日の段階での希望先で構いません。最終的には、就学先=PASSの提出先となります。

チェックボックスから入力できます。(セルを選択すると、右側に▼印が表示されますので、それをクリック)

記入者	〇〇〇〇	所属機関名	〇〇〇幼稚園	学区	〇〇〇小	就学先(希望)	〇〇〇小学校
住所	宮古市〇〇〇-〇-〇		連絡先	XXXX-XX-XXXX		記入日	2009/xx/xx

1.本人(子ども)のプロフィール

ふりがな	みやこたろう		
氏名	宮古 太郎	性別	男
生年月日	H16年 6月 6日 生まれ		
保護者氏名	宮古 一太郎	住所	宮古市〇〇-〇-〇
連絡先	XXXX-XX-XXXX		
氏名	続柄	生年月日	職業・学年
			主な養育者: <input type="checkbox"/>

5.本人の特徴と支援の内容・方法の工夫など(必要な部分のみ記載)

〇学習面

現状と課題	対応と効果
聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと、記憶すること、考えること、など	一度に多くのことは聞きとることは難しいことがある。短いやさげで伝えるとよくわかる。今の気持ちを声掛けで伝えることで、気持ちを表現できるようになってきた。(うれしかったね、など)

単に理解できないのではなく、感覚の過敏等があり、うまく聞き取れない、うまく読み取れない場合があります。(すべての音が同じ大きさに聞こえてしまい音の選択ができない。視野が狭く正面のものしか目に入らない。コントラストについて、分)

〇情緒

現状と課題	対応と効果
自分からのコミュニケーション 声は発するが意味のある言葉はまだない 表出言語の理解・模倣、喃語、発語、言葉がないなど	言葉はなくても、手や目で訴えてコミュニケーションをとっている。肩をたたくなどの手段を覚えてきた。必要な時以外はあまり言葉に反応しないようにした。使っていない言葉はその都度教えた。

得意なことを伸ばす、とよく言われますが、そのことを中心に毎日を組み立てていくのは難しいものです。具体的事例があれば、できるだけ多く記入してください。(〇〇が得意だから発表会で〇〇させたら□□であった。)

〇興味等(得意なこと、上手なこと、好きなこと・苦手なこと、嫌いなこと、避けるべきことなど)

付属資料 1 (服薬や発作、アレルギーがある、医療機関を受診している場合は記入してください)
※以下については、特に該当がない場合には、作成・提出する必要はありません。

7.健康・医療・福祉等に関する項目(医療機関等を受診している場合は記入してください)

身長	cm	体重	kg	視力		聴力	
				右	左	右	左
服薬	無	服薬の種類		頻度	朝・昼・夕		
発作	有	頻度や発作時の状況	春先にけいれん(てんかん)発作をおこすことがあるが、長時間続いたことはなく、5分程度で落ち着き、眠ってしまう。				
アレルギー	有	アトピー性皮膚炎があり塗り薬を使用している。かゆみで集中力がなくなり、イライラすることが多い。					
病院(現在の通院状況)		月/日	年/日	主な治療内容			
病院名		医師名		症状及び状況			

ここからは、追加の資料となります。障害等の診断を受けていない、医療機関を受診していない等の場合は記入の必要はありません。

ここに感覚に関する情報は、バ

(4) 手引きの作成と説明会の開催

PASS を活用するに至った考え方や書類としての位置づけ(特に個人情報保護法との関係)、年間のスケジュール、記入例等をまとめた「PASS 作成・活用の手引き」を作成した。(幼保版のみ。小中版は作成中)

また、毎年5月に PASS の概要と就学支援(指導)の流れについて、10月に PASS を使った支援情報の引き継ぎについて、担当者への説明(研修)会を行っている。これらの会には、幼稚園、保育所、小学校、中学校の担当者が参加し、会の後半には中学校区ごとの情報交換会も行われ、引き継いだ児童生徒の様子を伺い知ることができる有意義なものとなっている。

(5) 活用例の提案

PASS の様式の利用した個別指導計画など、様式の有効活用の方法について提案している。

個別指導計画の管理（運用）をPASSの様式で行ってみる。

※個別指導計画とPASSの2種類の書類を作る必要がなくなります。PASSの様式は、就学指導委員会用の様式も兼ねているので事務の省力化になります。更に通知表など評価の書類との統一化も考えられます。

PASSの様式には、「現状と課題」について記入する様式と、「支援・指導の計画と結果」について記入する様式があります。

現状と課題を記入する様式

4-1.学習の様子について：現状と課題（各学年において作成）※委員会資料としても利用					
平成 2X 年度	3 学年	担任： ○○○○	協力学級担任： □□□□		
○国語			支援員の補助	有	
到達学年(当初)	音読→1年生程度	漢字→1年生程度	読解→就学前程度	作文→就学前程度	
現状	平仮名、片仮名は拗音、撥音とも読み書きできる。漢字も30字程度読み、10字程度書くことができる。2～3度読むと、1年生の教科書程度はスラスラ読むことができる。パソコンを使った学習で、正しい助詞を選ぶことはできるが、自分で考えて文を書くことは課題。視写、聴書もできる。読み取りの力は不明。				
○算数			支援員の補助	有	
到達学年(当初)	1年生程度				
現状	10までの足し算・引き算は指を使って答えを出すことができる。簡単な繰り上がり・繰り下がりの計算は、ブロックを使って答えを出すことができる。大小・長短の比較もできる。時計は○時、○時半は正確に読むことができる。お金の計算は、1円玉と5円玉、課題。10円玉と50円玉の混じった金額を正しく答える。				

「現状と課題」の様式を使って個別指導計画の目標作成のための「現状分析」をし、「支援・指導の計画と結果」の様式に「目標と結果（評価）」を記入します。

支援・指導の計画と結果を記入する様式

4-2.学習の様子について：支援・指導の計画と結果（各学年において作成）※指導計画として利用					
平成 2X 年度	3 学年	担任： ○○○○	協力学級担任： □□□□		
○国語			支援員の補助	有	
到達学年(最終)	音読→1年生程度	漢字→1年生程度	読解→1年生程度	作文→1年生程度	
支援・指導の計画と結果	<ul style="list-style-type: none"> ●簡単な漢字の読み書きができるようになる。→★漢字を100字程度読み、20字程度書くことができるようになった。 ●2年生程度の教科書の音読ができるようになる。→★漢字に振り仮名を付けることで音読できるようになった。 				
○算数			支援員の補助	有	
到達学年(最終)	1年生程度				
支援・指導の計画と結果	<ul style="list-style-type: none"> ●指を使わずに足し算や引き算ができるようになる。→★簡単な繰り上がり・繰り下がりの計算は10の合成・分解を利用して、計算できるようになったが、まだ指を使っている。 ●かけ算ができるようになる。→★かけ算の意味はまだ捉えていないが、CDを聞いて九九を唱えることができるようになった。 				

「目標と結果」の様式については、現在の運用の仕方に当てはめるなどして、様々に運用できます。

- 1 「年間目標（長期目標）と結果」だけをPASSの様式で管理し、「学期ごとの目標と結果」は別に作った様式で管理する。（上記の例）

個別指導計画目標の例：国語科

年間（長期）目標	内容
年間（長期）目標	・簡単な漢字の読み書きができるようになる。 ・2年生程度の教科書の音読ができるようになる。
1学期	・漢字50字を読めるようになる。 ・長い文章（400字程度）を音読できるようになる。
2学期	・漢字100字を読み、50字書けるようになる。 ・仮名を振った1年生の教科書を音読できるようになる。
3学期	・漢字100字を読み書きできるようになる。 ・仮名を振った2年生の教科書を音読できるようになる。

- 2 「学期ごとの目標と結果」についても、PASSの様式を使って管理する。

支援・指導の計画と結果を記入する様式

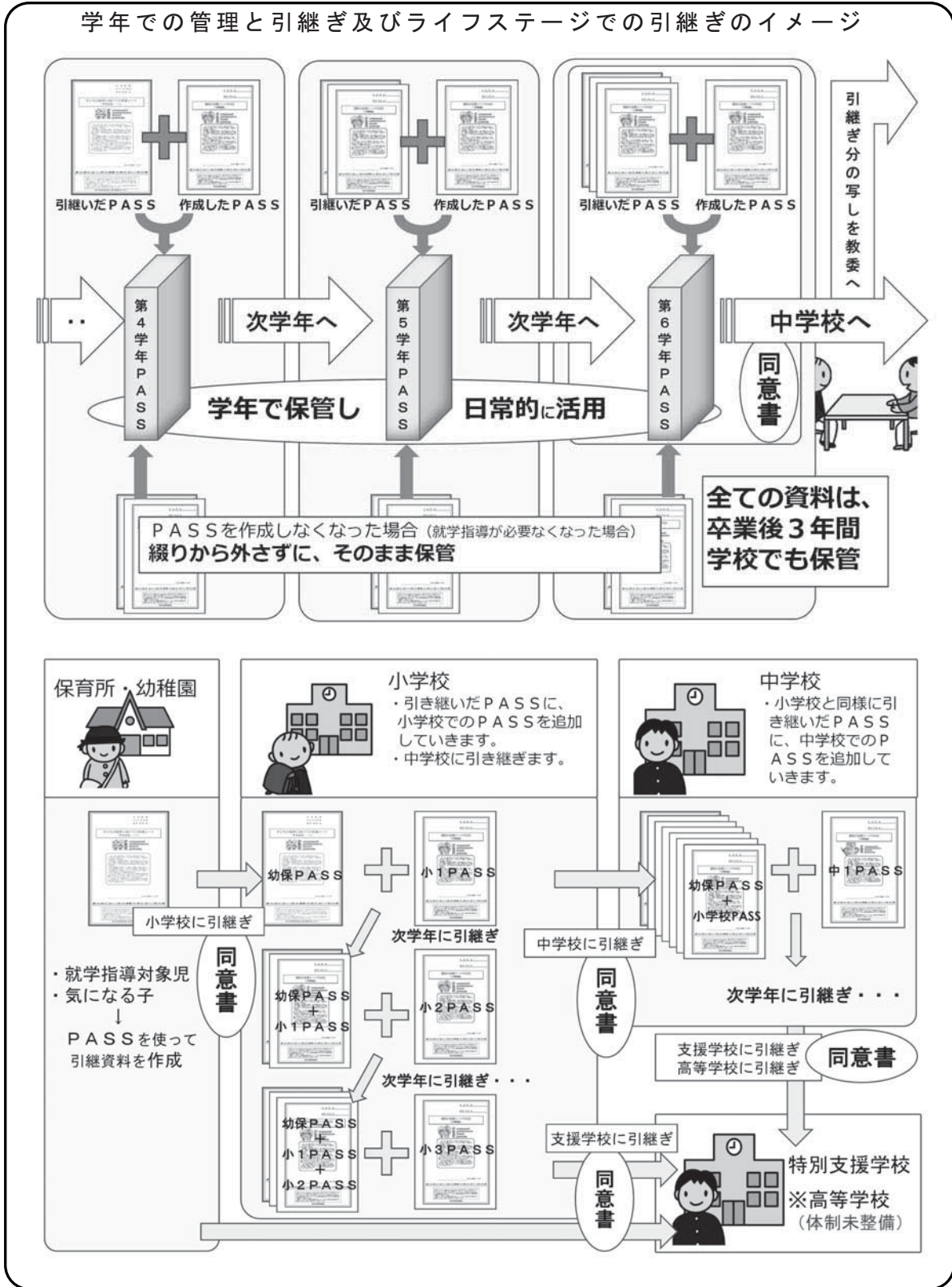
4-2.学習の様子について：支援・指導の計画と結果（各学年において作成）※指導計画として利用					
平成 2X 年度	3 学年	担任： ○○○○	協力学級担任： □□□□		
○国語			支援員の補助	有	
到達学年(最終)	音読→1年生程度	漢字→1年生程度	読解→1年生程度	作文→1年生程度	
支援・指導の計画と結果	<ul style="list-style-type: none"> ●漢字100字を読み、50字書けるようになる。→★100字程度読めるようになったが、書くことは難しい。 ●仮名を振った1年生の教科書を音読できるようになる。→★楽しんで読めるようになってきている。1年生の教科書であれば振り仮名は不要 				

PASSは、マイクロソフトエクセルで作成しています。「支援・指導の計画と結果」の様式は、「支援計画・結果シート」にありますので、このシートをコピーし、1学期用、2学期用・・・と使うことによって、学期ごとの運用もできます。



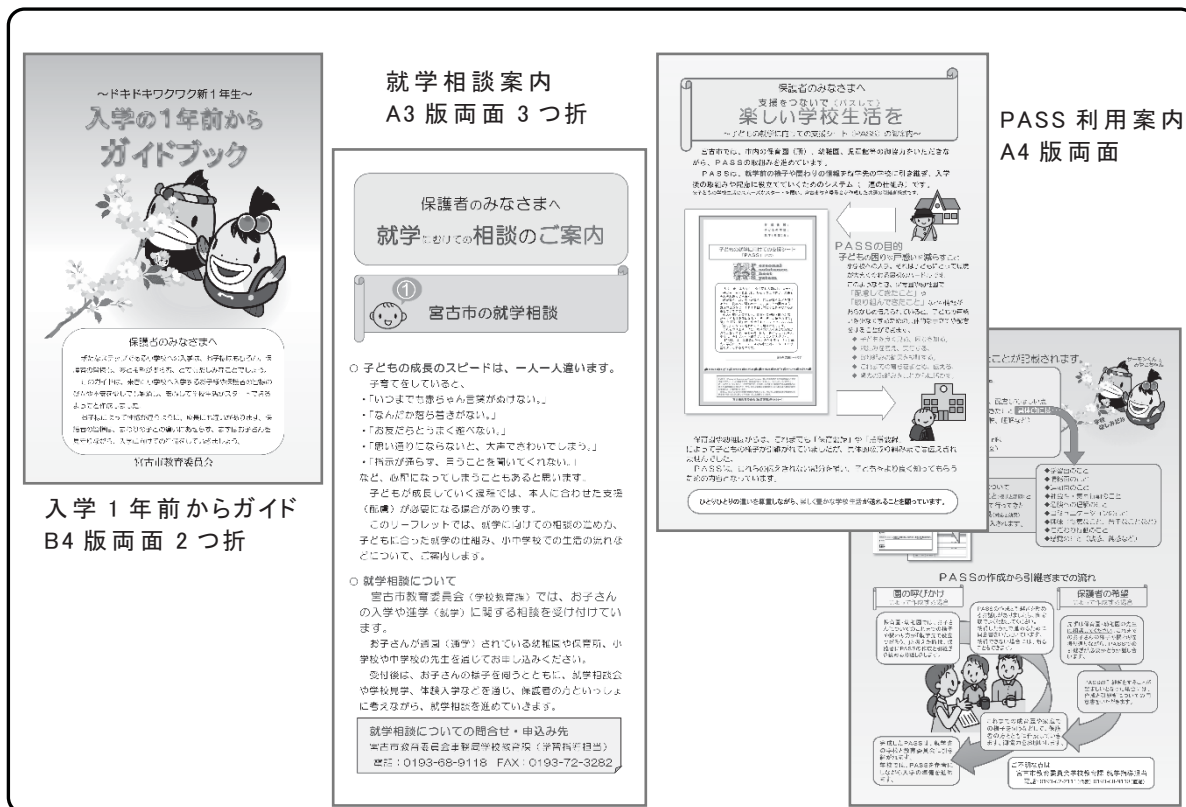
(6) 学校内、学校間での引き継ぎのイメージ化

担当以外の方にも PASS を使った引き継ぎをイメージしやすいよう、極力図式化した資料を作成し、活用を呼びかけている。



(7) 保護者向けの案内書の作成

PASS の利用を保護者に分かりやすく説明するためのリーフレットを作成した。(幼保向け、小中向けの2種) また、それに合わせて「入学1年前からガイド」と「就学にむけての相談のご案内」を作成し、就学相談の流れの中で、PASSの作成を促せるようにした。



3 現状と今後の課題

PASSの運用については、毎年改良を続けているものの、まだまだ多くの課題がある。

(1) 個人情報保護に関する問題

PASSによる学校間の情報の引き継ぎは、個人情報保護法等の適用を受けることから、(引継書類の提供について)保護者の同意が必要とされる。本来に支援が必要な児童生徒について、同意がとれずに(書類上の)引き継ぎができないこともある。(指導要録であれば同意なしに引き継ぎができることから)指導要録の一部としての扱いができないか検討したが、できるとの解釈には至らなかった。

※書類での引き継ぎができない場合にも、可能な範囲で口頭での引き継ぎ(申し伝え)をするようにしている。

(2) 作成に係る労力の問題

PASSは支援者側(幼稚園・保育所、学校等)が作成することを前提にしているところが、他の就学支援ファイルや療育カルテ等との大きな違いで

あり、保護者が作成する場合と比べ、項目が多く内容もより詳しくなっていることが、PASSの利点でもあり欠点でもあると考えている。手引きの配布や説明会などを行っているが、初めて作成するときにはかなりの労力を伴う。就学指導委員会資料を作成する段階で躓くことがないように、年度当初からPASSを使って課題を整理（アセスメント）してみるなど、早めの取組を進めていくよう呼びかけている。

（３）卒業後の引き継ぎ先の問題

PASSは、学校への支援情報の伝達と利用を目的としているので、学習面の内容に重点が置かれている。学年間や学校間の引き継ぎについてはとても有効だが、卒業後にその内容をそのまま引き継いでいいのか、どこに引き継ぐのか（保護者にそのまま渡していいのか、あるいは福祉機関等に引き継ぐのか）についての具体的検討がまだされていない。県立学校（特別支援学校・高等学校）就学後の在り方について考えていく必要がある。

PASSは完成された形で導入されたわけではなく、「まずは、やってみて、やりながら考える。」という形で始められた。そのため、行き届かない面も多くあり、その都度改良してきた。混乱や迷いは未だにあるが、それでも、「それが子どものためになるなら・・・」という関係者の思いがある限り、進んでいけると感じている。

7 資料

(1) 関連法令（抜粋）・通知

【学校教育法】

〔就学義務〕

第 17 条 保護者は、子の満 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満 15 歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

- ② 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。
- ③ 前 2 項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 特別支援教育

〔目的〕

第 72 条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

〔目的の明示〕

第 73 条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

〔助言又は援助〕

第 74 条 特別支援学校においては、第 72 条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第 81 条第 1 項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

〔障害の程度〕

第 75 条 第 72 条に規定する視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は，政令で定める。

※政令の定め←学校教育法施行令 22 条の 3

〔特別支援学校の設置義務〕

第 80 条 都道府県は，その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち，視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者で，その障害が第 75 条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

〔特別支援学級〕

第 81 条 幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び中等教育学校においては，次項各号のいずれかに該当する幼児，児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対し，文部科学大臣の定めるところにより，障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校，中学校，高等学校及び中等教育学校には，次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために，特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で，特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては，疾病により療養中の児童及び生徒に対して，特別支援学級を設け，又は教員を派遣して，教育を行うことができる。

【学校教育法施行令】

〔学齢簿の編成〕

第 1 条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は，当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について，学齢簿を編成しなければならない。

2 前項の規定による学齢簿の編成は，当該市町村の住民基本台帳に基づいて行うものとする。

3 （条文省略）

4 (条文省略)

第2条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第1項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第2項から第4項までの規定を準用する。

〔入学期日等の通知、学校の指定〕

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第六条の第1項、第7条及び第8条において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあった就学予定者については、適用しない。

第6条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

一 就学予定者で前条第1項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学するものを除く。）

二 次条第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒

- 三 第6条の3第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第3項の通知に係る学齢児童又は学齢生徒を除く。）
 - 四 第10条又は第18条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）
 - 五 第12条第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童又は学齢生徒を除く。）
 - 六 第12条の2第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童又は学齢生徒を除く。）
 - 七 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等
- 第6条の2 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視聴覚障害者等でなくなった旨を通知しなければならない。
- 第6条の3 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなった者を除く。）があるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があった旨を通知しなければならない。
 - 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。
 - 4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第1項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第6条の4 学齢児童又は学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなったものがあるときは、その在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

〔区域外就学等〕

第9条 児童生徒をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第10条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校に又は中等教育学校に在学するものが小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

〔特別支援学校への就学についての通知〕

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（中略）を送付しなければならない。

3 第2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあった者については、適用しない。

第 11 条の 2 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第 11 条の 3 第 11 条の規定は、第 2 条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応答する日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。

2 第 11 条の規定は、第 10 条又は第 18 条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第 12 条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 第 11 条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第 1 項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

〔学齢簿の加除訂正の通知〕

第 13 条 市町村の教育委員会は、第 11 条第 1 項（第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 12 条第 2 項及び前条第 2 項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について第 3 条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

〔区域外就学等の届出の通知〕

第 13 条の 2 市町村の教育委員会は、第 11 条第 1 項（第 11 条の 2、第 11 条

の3, 第12条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。)の通知に係る児童生徒等について, その通知の後に第9条第1項又は第17条の届出があったときは, 速やかに, 都道府県の教育委員会に対し, その旨を通知しなければならない。

〔特別支援学校の入学期日等の通知, 学校の指定〕

第14条 都道府県の教育委員会は, 第11条第1項(第11条の2, 第11条の3, 第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設, 廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について, その保護者に対し, 第11条第1項(第11条の2において準用する場合を含む。)の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに, その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は, 当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合においては, 前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は, 前条の通知を受けた児童生徒等については, 適用しない。

第15条 都道府県の教育委員会は, 前条第1項の通知と同時に, 当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し, 当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は, 前条第2項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは, 前項の市町村の教育委員会に対し, 同項に規定する事項のほか, その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第16条 都道府県の教育委員会は, 第14条第2項の場合において, 相当と認めるときは, 保護者の申立により, その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては, 速やかに, その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し, その旨を通知するとともに, 新たに指定した特別支援学校の校長に対し, 同条第1項の通知をしなければならない。

〔区域外就学等〕

第17条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置

する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第 18 条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

〔保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取〕

第 18 条 2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第 5 条（第 6 条（第 2 号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第 11 条第 1 項（第 11 条の 2，第 11 条の 3，第 12 条第 2 項及び第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の通知を使用とするときは、その保護者及び教育学，医学，心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

〔全課程修了者の通知〕

第 22 条 小学校，中学校，中等教育学校及び特別支援学校の校長は、毎学年の終了後、速やかに、小学校，中学校，中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

〔視覚障害者等の障害の程度〕

第 22 条の 3 法第 75 条の政令で定める視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度の達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

【学校教育法施行規則】

〔学齢簿の作成〕

第 31 条 学校教育法施行令第 2 条の規定による学齢簿の作成は、十月一日現在において行うものとする。

〔就学義務の猶予又は免除等〕

第 34 条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第 18 条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足りる書類を添えなければならない。

第 35 条 学校教育法第 18 条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免

除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。

〔特別支援学級に係る教育課程の特例〕

第 138 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

〔障害に応じた特別の教育課程（通級による指導）〕

第 140 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別な指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

◎学校教育法施行令の一部改正について(通知)

25 文科初第 655 号
平成 25 年 9 月 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官
山中 伸一

学校教育法施行令の一部改正について(通知)

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」(以下「改正令」という。)が閣議決定され、平成 25 年 8 月 26 日付けをもって政令第 244 号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成 24 年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(以下「報告」という。)において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するとい

う従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第 2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第 5 条及び第 11 条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから 2 月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから 3 月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第 6 条の 3 及び第 12 条の 2 関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について，その者の障害の状態の変化のみならず，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう，規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条，第10条，第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校，中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また，視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は，児童生徒等のうち視覚障害者等について，小学校，中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは，その保護者及び教育学，医学，心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は，平成25年9月1日から施行すること。

第3 留意事項

1 平成23年7月に改正された障害者基本法第16条においては，障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり，障害のある児童生徒等の就学に関する手続については，これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に，改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は，市町村の教育委員会において，当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし，保護者の意見については，可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

◎障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)

25 文科初第 756 号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前川 喜平

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

（1）特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

1 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のもの

2 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は，ア～オについては2(2)と同様であり，また，カ及びキについては，その障害の状態によっては，医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には，以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち，その者の障害の状態，その者の教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して，通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として，適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては，障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査，専門医による診断等に基づき教育学，医学，心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際，通級による指導の特質に鑑み，個々の児童生徒について，通常の学級での適応性，通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

1 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障

害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

2 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に

対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

（1）重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

（2）就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

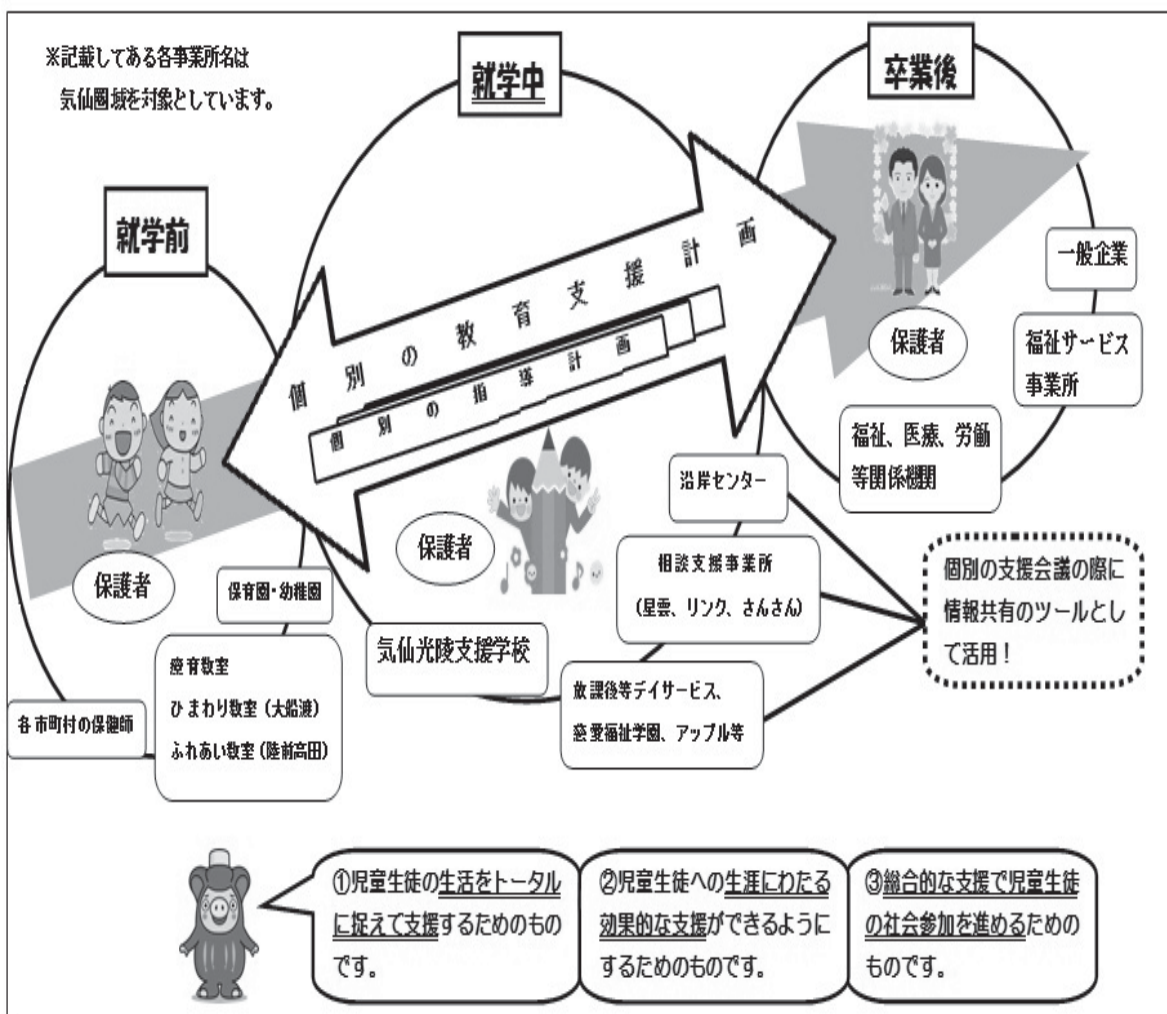
就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会(仮称)

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当であること。

(2) 関係資料

① 個別の教育支援計画のイメージ図（県立気仙光陵支援学校）



②保護者向け就学相談案内（宮古市）

③ 就学までの流れ

就学の相談はいつからでも始めることができますが、就学間近になると、十分な話し合いができない場合があります。次の流れを目安にしてください。

- 「次年度に就学」という時期をむかえたら
- 5月頃～ 就学相談の始まり（遅くとも年内には相談を始めましょう。）
- 6月～随時 教育委員会が、幼稚園、保育所、小学校、中学校を訪問し様子を伺います。
- 7月～ 所属機関（幼稚園、保育所、小中学校）での就学相談が始まります。
- 9月 就学指導（支援）委員会
- 11月 就学時健康診断（小学校入学の場合）
- 就学指導（支援）委員会
- 12月 ことばに関する就学相談会
- 1月上旬 就学通知（小学校入学の場合）
- 中旬～ 入学説明会が各校で始まります。
- 2月 就学指導（支援）委員会
- 4月 入学式

就学指導（支援）委員会とは？

教育委員会の委嘱した委員が、支援や配慮が必要な子どもにあった就学（先）について検討する点です。教育や医療などの専門知識を持つ委員が、資料や保護者の意見をもとに話し合いをし、結果は教育委員会から保護者に伝えられます。その内容を参考にしながら保護者と相談を重ね、就学先を決めていきます。

就学時健康診断（就学時健診）とは？

学校保健安全法に基づいて行われる健康診断です。通常、市内の小中学校にお集まりいただく行われます。10月1日現在の住所をもとに案内通知が送られ、11月までにご実施されます。

就学通知とは？

住所地（学区）をもちと市教育委員会から就学先となる学校をお知らせします。特別支援学校入学の場合は若手教育委員会から通知されます。

⑤ 就学相談 Q&A

Q. 就学相談は、いつからできますか？

A. いつからでもできます。

まずは、お子さんが通っている幼稚園や保育所、小学校や中学校に相談してみましょう。宮古市教育委員会（学校教育課）に直接相談することもできます。

Q. 学校見学をすることはできますか？

A. できます。

宮古市教育委員会（学校教育課）で調整しますので、所属している幼稚園や保育所、小学校や中学校を通じて希望を伝えてください。

Q. 学校見学や体験入学を行うと、その学校（学級）に入学・入級しなければなりませんか？

A. 学校見学や体験入学をしたからといって、必ずしも入学（入級）する必要はありません。お子さんにあった環境かどうか、じっくり見学してみましょう。

Q. 特別支援学級に在籍すると、通常学級で学ぶ機会はないのでしょうか？

A. 交流学級という機会があります。特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人に、交流先の学級が決まられており、交流や共同学習として、学校行事や給食、清掃、学年や学級活動などの機会を通じて児童生徒が活動を共にします。

また、児童生徒や学級の状況によっては、総合的な学習の時間や音楽、図画工作（美術）などの学習の場面に於いても、交流や共同学習が実施されることがあります。

Q. 特別支援教育支援員は、どんなことをするのですか？

A. 特別な支援が必要な児童生徒が学校生活を安心して送れるように、学校と教育委員会が話し合い、担任の補助員として配置しています。日常生活の介助や学習支援、健康や安全の確保、行事における介助などを行います。一善非善な理解者として、児童生徒を見守っています。

保護者のみなさまへ 就学 にむけての 相談のご案内

① 宮古市の就学相談

- 子どもの成長のスピードは、一人一人違います。子育てをしていると、
 - ・「いつまでも赤ちゃん言葉がぬけない。」
 - ・「なんだか落ち着きがない。」
 - ・「お友だちとうまく遊べない。」
 - ・「思い通りにならないと、大声でさわいでしまう。」
 - ・「指示が通らな、言うことを聞いてくれない。」
 など、心配になってしまいうこともありますが、子どもが成長していく過程では、本人に合わせた支援（配慮）が必要になる場合があります。このリーフレットでは、就学に向けての相談の進め方、子どもに合った就学の仕組み、小中学校での生活の流れなどについて、ご案内します。

- 就学相談について
宮古市教育委員会（学校教育課）では、お子さんの入学や進学（就学）に関する相談を受け付けています。お子さんが通園（通学）されている幼稚園や保育所、小学校や中学校の先生を通じてお申し込みください。受付後は、お子さんの様子を知るとともに、就学相談会や学校見学、体験入学などを通じ、保護者の方といっしょに考えながら、就学相談を進めていきます。

就学相談についての問合せ・申込み先
宮古市教育委員会事務局学校教育課（学習指導担当）
電話：0193-68-9118 FAX：0193-72-3282

② 子どもに合った就学の仕組み

子どもの状態と必要な支援（配慮）により、次のような就学の形があります。

- 通常学級に就学
1クラスの人数の上限が35人（小1～4の場合）の学級で学習します。お子さんに必要な支援を可能な範囲で考慮し、必要に応じて特別支援教育支援員を配置するなどして、学習や学校生活をサポートします。
- ※次に挙げる「特別支援」学級と比較するため「通常」学級といっています。

- ※「ことば・きこえ」の学級に通級
「ことば・きこえ」の指導に関しては、3つの小学校（宮古、藤巻、田老）に通級指導学級が設置されています。在籍する小学校から決められた曜日（時間）に通級指導学級に通って学習します。※お子さんの状態によって、通級の回数や時間を決めていきます。また、通級先までの送迎は保護者にお願ひしています。

- 特別支援学級に就学
少人数で編成された学級で学習します。一人一人の能力や特性に応じて学習内容を配慮しながら、基本的な生活習慣も身に付けられるよう、具体的な体験を通じた学習を行います。通常学級との交流や共同学習を通じて、多くの児童生徒と一緒に活動したり学習したりします。必要に応じて、特別支援教育支援員を配置しながら、学習や学校生活をサポートします。※交流や共同学習の内容は、お子さんや学級（学校）の状況によって変わります。

- ※特別支援学級とは
小・中学校に一定の基準によって設置されており、1クラスの人数の上限が8人となっています。（1年生の場合）通常学級と同じカリキュラムに基づいて学習しますが、子ども一人一人の能力や特性に応じ、繰り返し学習するなど、弾力的な対応ができます。
- ※宮古市内の特別支援学級設置状況：小学校13校、中学校6校
- ※通常学級から特別支援学級に、特別支援学級から通常学級に移ることは可能です。子どもごとの状況や教育の種（ほ）はどちらなのか、将来のことも考えて十分相談する必要があります。
- ★（通常の）小・中学校から特別支援学級に、特別支援学級から（通常の）小・中学校に移る（転学）ことも可能ですが、上記のとおり十分な相談が必要です。原則として年度途中の転学はできません。特別支援学級に転学する場合には、通学や宿舎（入所施設）の検討、通常の学校に転学する場合には、これまでの支援内容の引き継ぎや社会資源の確認など、関係者と十分な準備を進める必要があります。
- ★中学校の特別支援学級に在籍しているも、高等学校を受験することがあります。受検に必要な教育課程を修了している必要があります。高等学校の学校説明会で情報を収集するとともに、在籍する中学校との十分な相談が必要です。

- 特別支援学校に就学
それぞれの障がいや特性にあわせて、きめ細かな教育を受けることができます。教科学習から社会生活をおくるために必要な学習まで、子ども一人一人に対して支援計画を立てながら進められます。

- ※特別支援学校とは
平成19年の法改正により、盲・聾・養護学校が特別支援学校となりました。お子さんの特性にあわせて少人数編成のきめ細かな教育が受けられます。（1クラスの人数の基準は6人）相談の受付窓口は宮古市教育委員会ですが、単立学校のため就学の決定は県が行います。手続きにはある程度時間がかかりますので、早めの相談が必要です。

- 宮古市崎山には、単立宮古志願支援学校があり、小学部、中学部と高等学校にあたる高等部があります。自宅からの通学が難しい児童生徒のために、スクールバスを運行しています。平成24年度から給食も始まっています。また、高等部は特殊教育ではないので、受験が必要です。
- ★特別支援学校の高等部を受験したい場合には、在籍する中学校の担任や進路指導担当にお申し込みください。特別支援学校では、出席手続きの前に入学希望者と事前相談を行い、子どもの状態が就学基準にあってはるか等を確認します。（就学基準に該当しない場合には受験できない場合もあります。）なお、中学3年生でなくても事前相談をすることができます。

④ 小学校での学校生活

- 小学校1年生の学校生活を紹介します。
授業時間は、1時間が45分間（※1時間は授業の単位）
通常学級の1年生は、1日5時限×週5日＝週25時限
教科と時限数は、1週あたりおおよそ
 - ・国 語：8時限 ・算 数：4時限
 - ・生 活：3時限 ・音 楽：2時限
 - ・図画工作：2時限 ・体 育：3時限
 - ・道 徳：1時限 ・特別活動：1時限
 となっています。

- 実際の学校生活では・・・
小学校では、授業中、先生の話を「聞く」、黒板に書かれたものを「見る」、指示を受けてから「話す」など、集団の中で行動できることが必要になってきます。また、体育の服の着替え、給食の準備や片付け、清掃や当番や植木活動など、自主的に活動する時間が多くなります。周りの仲間との協力や、時間の見通しを立てた行動ができることも必要になってきます。

* A3版両面カラー印刷 三つ折りにして使用

(3) 支援ファイルの紹介 (様式)

① 個別の支援シート (一関市)

個別の支援シート

「I I S S」(いっす)

I chinoseki	一関
I ndividual	個別
S u p p o r t	支援
S y s t e m	システム

就学校 一関市立 小学校

さんの支援シートです

作成機関:

I I S S の引き継ぎについて

入学にあたり、お子さんも保護者も新たな環境に大きな期待を抱くと同時に大きな不安を抱いているものです。

このシート(I I S S)は、その不安を少しでも和らげられるように、お子さんの特性や必要な支援の要点を保護者と共にまとめ、引き継いで行くためのシートです。

I I S S を使って引き継ぐことにより、保護者と学校が基本情報を共有し、お子さんの特性を理解し、早期からの支援や配慮に結びつけることができます。

また、お子さんの所属が変わる時も必要な書類を添付し、引き続き支援や配慮が受けられるように願っています。

一関市教育委員会

ふりがな					
幼児氏名	男・女				
生年月日	平成 年 月 日生 歳 か月				
現住所	〒 -				
	岩手県一関市				
	連絡先電話 【自宅・携帯・その他（ ）】				
就学予定校	立 小学校				
幼稚園・保育園など	園				
家族	続柄	氏名	年齢	勤務先・学校	
診断名	(歳頃)		診断機関		
	服薬 手帳(療育・身体) 自立支援医療の交付	有 無 有 無 有 無	医師名		
生育歴	(出生時) 体重 g				
	(新生児期)				
	(乳幼児期) 首のすわり:		か月	寝返り:	か月
	おすわり:		か月	はいはい:	か月
	始歩:		歳 か月	始語:	歳 か月
	二語文:		歳 か月	排泄自立:	歳 か月
(情緒・行動)					
(既往歴)					
(身体的特徴) 身長 cm 体重 kg (年 月 日現在)					
保護者から					
同意書	個人情報保護に関する法律、及び一関市個人情報保護条例に基づき、必要情報を個別の支援シート（I I S S）としてまとめ、引き継いでいくことに同意します。 また、保護者が特別な申し立てをしない限り、必要に応じて関係機関が連携する際の資料とすることにも同意します。 平成 年 月 日 保護者氏名 印				

本児の 特性				
幼稚園・ 保育園の 様子と 主な支援	項目	園での様子と支援内容		重要度
	生活面			
	行動面			
	対人関係面			
	その他			
関係機関 からの 情報	病院			
	保健センター			
心理検査 等の記録	検査機関	検査の種類	検査日	検査結果
			平成 年 日 (才 ヶ月)	
			平成 年 日 (才 ヶ月)	

ふりがな					
幼児氏名	男・女				
生年月日	平成 年 月 日生 歳 か月				
現住所	〒 -				
	岩手県一関市				
	連絡先電話 [自宅・携帯・その他()]				
就学予定校	立 小学校				
幼稚園・保育園など	園				
家族	続柄	氏名	年齢	勤務先・学校	
診断名	落ち着きが無く、多動の傾向がある(4歳頃)		診断機関		
	服薬手帳(療育・身体) 自立支援医療の交付	有 有 無 無	医師名	分娩時に何かあった場合は記入してください	
生育歴	(出生時)	体重	g		
	(新生児期)	生まれた後1カ月くらいの間に何かあった場合に記入してください			
	(乳幼児期)	首のすわり:			
		おすわり:			
		始歩:	歳 か月	始語:	歳 か月
		二語文:	歳 か月	排泄自立:	歳 か月
(情緒・行動)	気になった行動や情緒不安定などがあった時期、気になった内容を記入してください			身長・体重を記す	
(既往歴)					
(身体的特徴)	身長 cm 体重 kg 年 月 日測定				
保護者から	保護者の思いや、希望を記入してください				
同意書	個人情報保護に関する法律、及び一関市個人情報保護条例に基づき、必要情報を個別の支援シート（I I S S）としてまとめ、引き継いでいくことに同意します。 また、保護者が特別な申し立てをしない限り、必要に応じて関係機関が連携する際の資料とすることにも同意します。 平成 年 月 日 保護者氏名 印				

<p>本児の基本的な特徴をまとめます</p> <p>記入日を記す</p>	
<p>本児の特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ことばの理解が乏しいが、周りを見て理解したり、動いたりすることができる。 ・新しいことや、初めてのこと、初めての人に対して警戒心や不安感が強く、抵抗を示すことが多いが、事前に説明をすることで安心して過ごすことができる。 ・変更があると不安定になりやすく、自分の思いを通そうとするが、変更があることと、理由をわかるように知らせると納得できる。 	
<p>現在の様子だけでなく、具体的な支援内容を記入してください</p> <p>◎○△など、優先順位を付けてください</p>	
<p>幼稚園・保育園の様子と主な支援</p>	<p>項目</p> <p>園での様子と支援内容</p> <p>要度</p>
	<p>生活面</p> <p>着替えや、片付けなど基本的なことはできるが、気持ちの切り替えが難しいと、取り組みなくなる。 気持ちを切り替える時には、やることを急に指示するのではなく、徐々に気持ちを切り替えられるように事前に声をかけておくことが有効である。それでも難しい時は、何度も声をかけるよりは、少しの間構わずにおいて、こる合いを見て声をかけると切り替えられる。</p>
	<p>行動面</p> <p>周りにちょっかいを出すことが多い。 自分の思ったようにならないと癇癪を起こすことがある。 言葉の理解が伴わないので、飽きてくるとどうしても周りにちょっかいを出すことが多い。視覚的に理解を促すような働きかけが必要である。 事前に行動を示すとともに、うまくいかなかったときにどのような行動をしたらいいかを教える必要がある。</p>
	<p>対人関係面</p> <p>相手の気持ちの理解や自分の気持ちの表現が難しく、暴れることがある。 自分の気持ちを言語化できるように、ことばでの感情表現の仕方を教える。 トラブルがあったときに子ども同士のやり取りを円解するなど、理解しやすい方法でお互いの気持ちを確認しながら、納得できるようにする。感情の理解については、時間がかかるが、伝えていくことが大切である。</p>
	<p>その他</p>
<p>関係機関から助言いただいたことを書いてください</p>	
<p>関係機関からの情報</p>	<p>保健センター 新しことに対して緊張感が強いので、事前に伝えることが大切である。</p>
<p>検査結果は新しいものを記入してください。保護者の了解があれば資料を添付してください。</p>	
<p>心理検査等の記録</p>	<p>検査機関</p> <p>検査の種類</p> <p>検査日</p> <p>検査結果</p>
	<p>児童相談所</p> <p>田中ビネーV</p> <p>平成 年 月 日 (才 ヶ月)</p> <p>知的能力は平均 ただし、ことばの理解が乏しく、課題が理解できないことがあった。詳細は別紙</p>
	<p>平成 年 月 日 (才 ヶ月)</p>

②就学支援シート（盛岡市）



就学支援シート



盛岡市教育委員会事務局 学校教育課

「就学支援シート」は、盛岡市内に居住する幼児が、就学後の生活・学習を円滑にスタートすることができるように、保護者が幼稚園・保育所等と協力して作成するものです。

「就学支援シート」作成後は、就学予定校の学校長に提出してください。

1 お子さんについての連絡先等

保護者記入欄

お子さん		保護者	
ふりがな 氏名		ふりがな 氏名	
生年月日	平成 年 月 日生	続柄	父・母・その他（ ）
住所	盛岡市	電話	固定（ - ） 携帯（ - - ）
現在通っている幼稚園・保育所等の名称			
私（保護者）は、就学予定の学校が、「就学支援シート」の記載内容をもとに、私（保護者）や幼稚園・保育所、福祉・医療機関等と連絡を取り合ったり、指導計画等を共有したりすることに同意します。			㊞

2 お子さんの好きなこと、苦手なこと

保護者記入欄

3 お子さんの発育や成長の様子

保護者記入欄

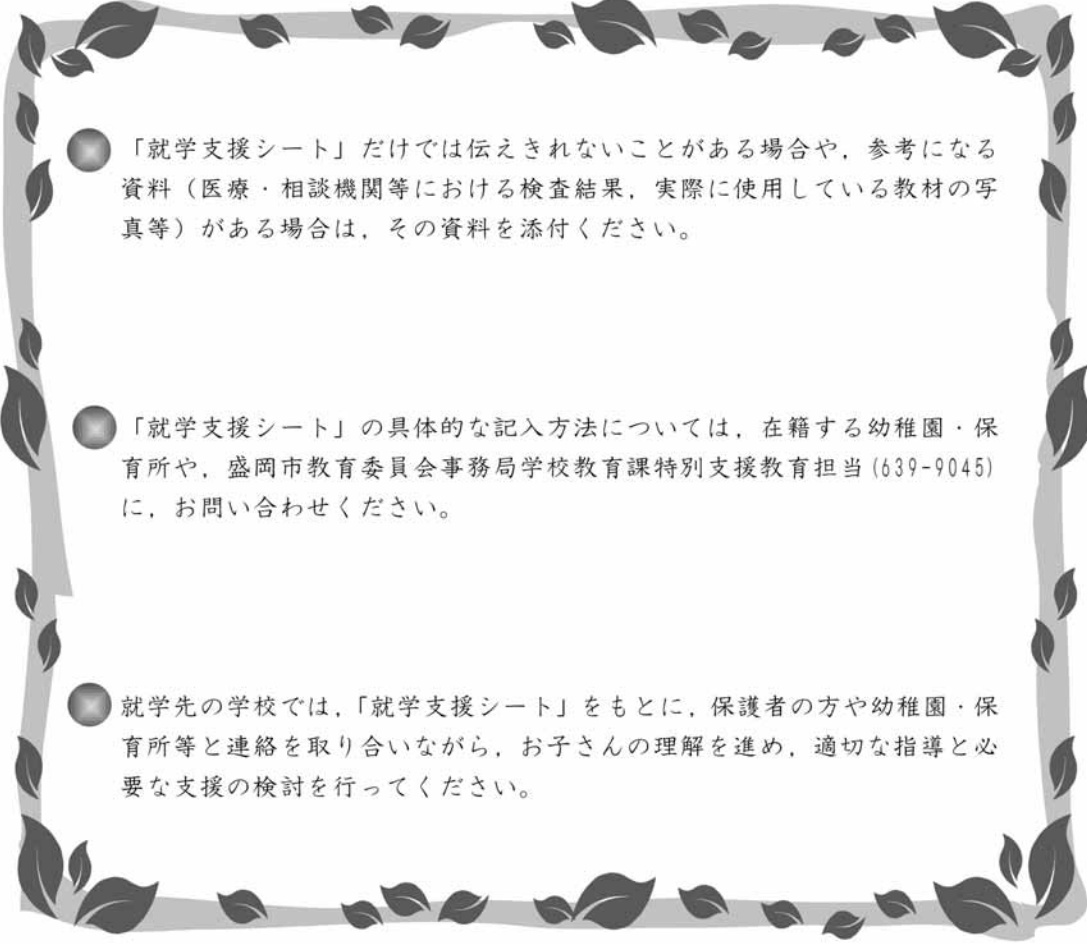
<p>これまでに通った <u>療育機関</u></p> <p>例：わらしっこ教室 いるか教室 ひまわり学園 親子教室 ○○病院○○訓練</p>		平成	年	月	～平成	年	月
		平成	年	月	～平成	年	月
		平成	年	月	～平成	年	月
		平成	年	月	～平成	年	月
		平成	年	月	～平成	年	月
<p>これまでに通った <u>幼稚園・保育所等</u></p>		平成	年	月	～平成	年	月
		平成	年	月	～平成	年	月
		平成	年	月	～平成	年	月
<p>これまでに通った <u>病院</u></p>	病院名	診療科		現在			
				【 終了 継続 】			
				【 終了 継続 】			
				【 終了 継続 】			
				【 終了 継続 】			
<p>現在の <u>医学的診断</u></p>	診断【 あり なし 】 診断名						
<p><u>服薬</u></p>	服薬【 あり なし 】 薬名						
<p><u>手帳</u></p>	手帳【 あり なし 】 身体障害者手帳（ 種 級） 療育手帳【 A B 】 精神保健福祉手帳（ 級）						

4 お子さんについて、心配なことや気になること

保護者記入欄

5 家庭や幼稚園・保育所等でのお子さんの様子

保護者記入欄		幼稚園・保育所等記入欄
記入者 _____		記入者 _____
	家庭や地域でのお子さんの様子 [() 内には、○・△・×をご記入ください。 下半分の欄は、補足等があればご記入ください。]	幼稚園・保育所等でのお子さんの様子や、 園等における支援の内容
生活面	<input type="checkbox"/> 一人で着替える <input type="checkbox"/> 偏食せずに箸を使って食べる <input type="checkbox"/> 大便を一人でする <input type="checkbox"/> 夜9時までに寝る	
運動面	<input type="checkbox"/> 歩いたり走ったりする <input type="checkbox"/> スキップをする <input type="checkbox"/> 人の動きを真似して踊る <input type="checkbox"/> 紙の端をそろえて折る	
行動面	<input type="checkbox"/> 危険なことを判断して安全に行動する <input type="checkbox"/> 遊びなどから次の活動にスムーズに移る <input type="checkbox"/> 食事中やお客さんの前などで座っている <input type="checkbox"/> おもちゃや、お菓子などを我慢する	
ことば・かず	<input type="checkbox"/> 指示を聞いて行動する <input type="checkbox"/> 正しい発音で話す <input type="checkbox"/> ひらがなで書かれた自分の名前を読む <input type="checkbox"/> 積み木など、5つ数えて渡す	
人のかかわり	<input type="checkbox"/> 友達とかかわりながら遊ぶ <input type="checkbox"/> 友達と順番に物を使う <input type="checkbox"/> 約束やルールを守って遊ぶ <input type="checkbox"/> 友達同士で身近なことについて話をする	

- 
- 「就学支援シート」だけでは伝えきれないことがある場合や、参考になる資料（医療・相談機関等における検査結果、実際に使用している教材の写真等）がある場合は、その資料を添付ください。
 - 「就学支援シート」の具体的な記入方法については、在籍する幼稚園・保育所や、盛岡市教育委員会事務局学校教育課特別支援教育担当（639-9045）に、お問い合わせください。
 - 就学先の学校では、「就学支援シート」をもとに、保護者の方や幼稚園・保育所等と連絡を取り合いながら、お子さんの理解を進め、適切な指導と必要な支援の検討を行ってください。

**「就学支援シート」は、個人情報であるため、提出を受けた学校では、
厳重に保管願います。**

問い合わせ先

盛岡市教育委員会事務局 学校教育課

特別支援教育担当

TEL 019-639-9045

平成 27 年度
特別支援教育指導資料No.43

教育支援のためのガイドライン

発行者 岩手県教育委員会事務局学校教育室
〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
電話 019-629-6142 (直通) FAX 019-629-6144